

# 第1回自治推進委員会の審議事項の要旨

## 1 委員長・副委員長の選出

- 委員の互選により、委員長及び副委員長を選出した。  
委員長：小島聡委員、副委員長：佐谷和江委員

## 2 第2期委員会の調査審議にあたって

### ①調査審議を進めるにあたっての基本的な考え方

- 第2期委員会では、自治基本条例に定められている自治運営の3つの基本原則のうち「参加」と「協働」をメインテーマにして、市民が市政に主体的にかかわる効果的な手法等について調査審議する。

### ②「参加」について

- 現在、パブリックコメント手続や市民委員公募など最低限の参加手法は整備されたことになるが、他にどんな手法があるか、どんな創意工夫ができるかという視点から調査しながら、参加の水準を高めるために何をすればよいかを議論していくとよいと思う。
- 市民が政策の形成・執行・評価にどの過程まで参加することが妥当なのかについて調査審議する必要がある（条例第6条第2号関連）。
- 多くの仕組みをつくっても仕組みが活かされないと市民は逆に不信感を持つことになるため、ソーシャルキャピタル（信頼関係、規範、ネットワーク）の確保も含めて検討する必要がある。

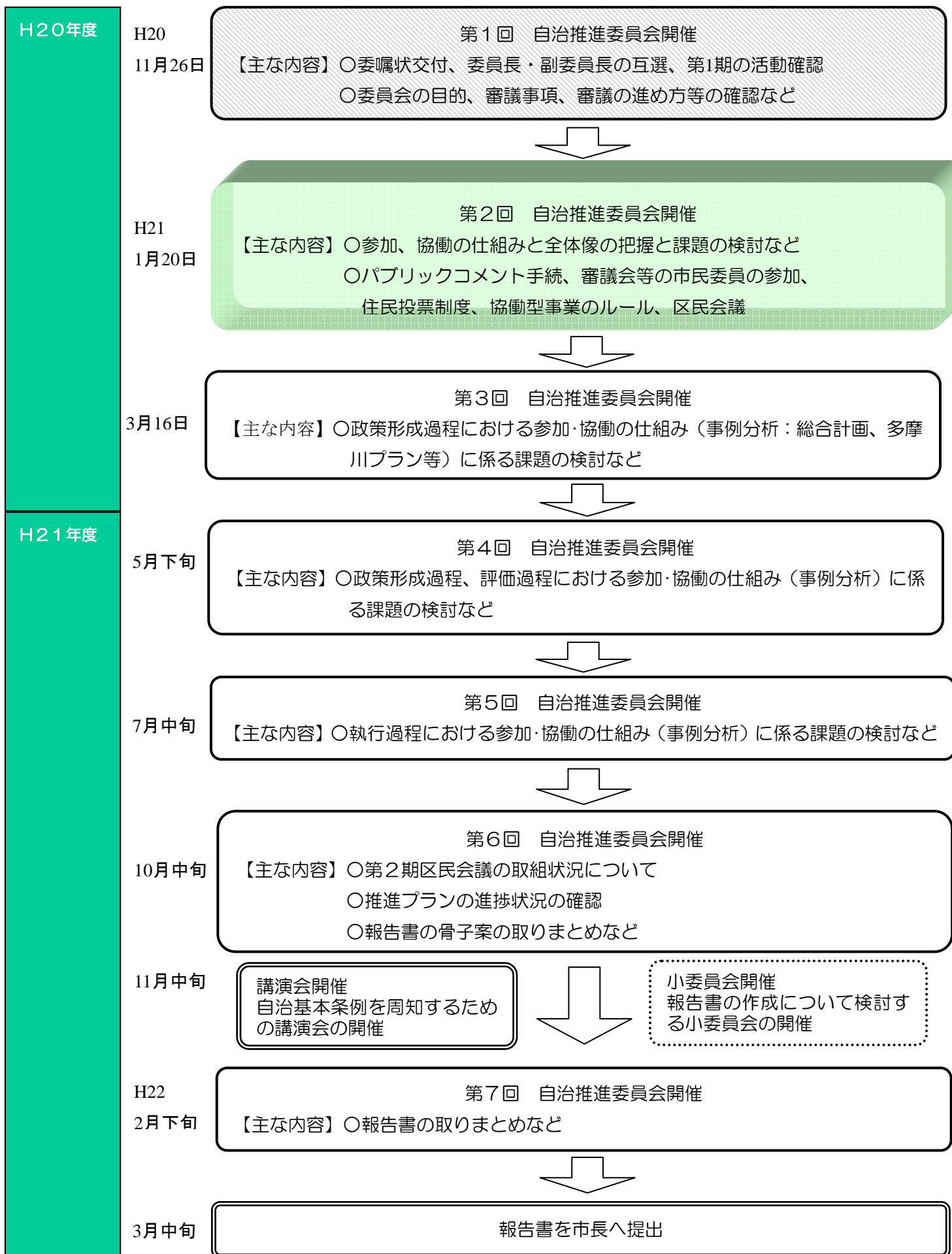
### ③「協働」について

- 「協働」については、別途、市民活動推進委員会（市民・子ども局で設置）で検討されているため、そこでの議論を踏まえ、自治運営の3つの基本原則を俯瞰する立場から調査審議を進めることが望ましい。
- 協働型事業をイメージしやすくするため、ベストプラクティス（最適な実践例）を情報共有していくことが必要である。

### ④その他

- 参加手法や協働型事業等には多様なパターンが考えられるため、現在取り組まれている事例を調査し、委員会を進めながら検討していくことが有効だと思う。
- 自治基本条例が対象とする「参加」と「協働」は、あくまで自治体とのかかわりがベースである。
- 委員会では、自治基本条例及びそれを具体化した個別条例をできるだけ網羅的に進捗状況を見ていく必要がある。
- 「区民会議」は「参加」と「協働」の拠点と考えられるため、第1期に引き続き第2期においても区民会議を取り上げ、取組状況を踏まえた調査審議を進める必要がある。
- 第1期の提言を受けて策定された『推進プラン』の取組が、着実に展開されているかを見守っていく必要がある。
- スケジュールの確認。

## 3 調査審議スケジュール



**第1回 川崎市自治推進委員会 議事録**

- 日時 平成20年11月26日(水)午後6時から8時  
場所 川崎市役所本庁舎2階 特別会議室  
参加者 大下委員、小島委員、佐谷委員、鈴木委員、滝澤委員、丸山委員  
(以上、川崎市自治推進委員会委員)  
阿部市長  
三浦総合企画局長  
瀧峠部長、鈴木主幹、依田主査、西山職員、菊池職員(以上、総合企画局自治政策部)  
土方総務局市民情報室長  
傍聴人 1人
- 次第
- 1 委嘱状の交付
  - 2 市長あいさつ
  - 3 委員紹介・事務局紹介
  - 4 川崎市自治推進委員会設置要綱の確認
  - 5 委員長・副委員長の選出及びあいさつ
  - 6 第1期川崎市自治推進委員会について
  - 7 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度等について
  - 8 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議にあたって
  - 9 その他

司会：自治政策部長(委員長決定後は、委員長が担当)

**開会(自治政策部主幹)**

《会議公開及び写真撮影の確認と委員の了承》

**1 委嘱状の交付**

《市長から各委員に委嘱状を交付》

**2 市長あいさつ**

阿部市長 委員の皆様方には、大変ご多用の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。また、ただいま、委嘱状をお渡しいたしましたけれども、川崎市自治推進委員会委員にご就任いただきまして心から感謝を申し上げる次第でございます。委員の皆様には大役を引き受けていただいたわけですが、自治基本条例に基づき、より一層の市民自治の拡充、推進に向けてご尽力をいただきたくよろしく願いいたします。

すでにご存じと思いますが、川崎市では自治基本条例が平成17年4月に施行されて以降、今日までに区民会議条例、パブリックコメント手続条例、協働型事業のルール、さらには本年の6月には住民投票条例の制定など自治基本条例に基づく様々な制度等について整備を行ってきたところでございます。条例に定められた制度等については、一応完成をみたこととなりますけれども、これらをきちんと運用していくことが特に重要だと考えております。本市では、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を市政運営の3本柱の1つに据えて、行財政改革や新総合計画とともに取り組んでいるところでございます。

今、国の方は地方分権がなかなか進まないという状況でございますけれども、川崎市ではこの

条例に基づきまして自立的な行政運営を進め、全国に先駆けて分権時代の行政運営を実現していきたいと思っているわけでございます。特に、区役所分権、あるいは区を単位とした住民自治というものを強化していきたいと思っているところでございます。

本日、第2期の委員会がスタートいたしました。この委員会では自治基本条例に基づく取組の内容や課題等につきまして十分にご審議いただきまして、第1期に引き続き、市民の参加と協働によるまちづくりを進めていくための、効果的な手法、考え方等について、委員の皆様方の十分なご経験や立場で、活発にご議論いただいて、ダイナミックな提言をお願いしたいと思います。自治推進委員会でご議論いただくことが自治基本条例の推進につながりまして、最終的に、市民の方々にとって暮らしやすい地域社会、自分たちが創り上げていく地域社会の実現に結びつくものと考えているものでございます。

限られた日程ではございますけれども、本委員会での調査審議に対するお願いを申し上げます。大変お忙しい中、感謝申し上げる次第でございますが、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

### 3 委員紹介・事務局紹介

#### 委員紹介

自治政策部長 続きまして、各委員の皆様のご紹介に移らせていただきたいと思います。本日、初めての委員会ということで、恐縮ではございますが、自己紹介という形で、今、取り組まれている活動や当委員会への期待などを含めてお願いいたします。

小島委員 小島でございます。私は、もうすぐ川崎市のことにかかわり始めて20年くらいになります。

自治基本条例では、この条例を作る検討委員会と、第1期の自治推進委員会にもかかわらせていただきました。また、川崎市とのかかわりでいうと、多摩川エコミュージアムの活動に、学生とともに「多摩川夕涼みコンサート」や、11月3日の「たまりバーサイドミュージックフェスタ」という音楽のまち・かわさきと多摩川プランをかけあわせたようなプロジェクトに参加させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

大下委員 大下でございます。私は今年の3月まで宮前区長を務めさせていただきました。それまで民間の仕事をしてきた私にとりまして、その3年間というのは誠に得難い、大変貴重な行政体験でございました。その3年の間に1度、第1期の自治推進委員会から声を掛けていただき、区民会議についての報告をさせていただいたことを今もよく覚えております。そうした3年間の経験を、今回、自治推進委員会委員としてやっていく上で活かしていくことができればと思っております。

なお、区長退任後は、以前からかかわっていました「おやじの会」というグループで引き続き活動しております。また、一方で、団塊の世代を含めたシニアの皆さんの地域参加をお手伝いするNPO法人の一員としても活動しております。シニアの皆さんと一緒に、これから、まちづくりに取り組んでいきたいと考えております。今回、この委員会の委員としてあらためて自治について勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

佐谷委員 佐谷和江と申します。「まちづくり情報センターかながわ」というNPO法人の理事をしております。通称「アリスセンター」といいますが、高津区の協働推進事業の評価やエコシティたかつの計画づくりをさせていただいております。アリスセンター自体は、NPOや市民社会の基盤を作っていく中間支援組織で、神奈川県全体を活動エリアとしています。現在も県のパートナーシップ推進条例がパブリックコメント手続実施中で、アリスセンターでも意見を提出しよう

といろいろ文案を考えているところです。

自治推進については、私は現場の住民の方々と一緒にまちづくりをしていますが、どうやったら活動や取組が効果的になるのか、推進されるのかを皆様と一緒に検討できたらと思っております。よろしくお祈いします。

鈴木委員 中原区に住む鈴木と申します。「多摩川エコミュージアム」で、国や川崎市、地元の多摩区等と一緒に協働で様々な活動をしております。その他に、子どもたちに未来の多摩川を伝えたいと、とどろき水辺の楽校という「水辺の楽校プロジェクト」を立ち上げて活動しておりまして、多摩川にどっぷり浸かっています。もともとのきっかけは等々力土手に桜並木をよみがえらせようという活動から始まったものです。私は北海道生まれなのですが、このごろは皆さんに川崎生まれの川崎育ちでしょとよく言われます。多摩区でも中原区でも駅を降りてから自宅に戻るまで、この活動で知り合ったかなりの人に会うようになり、悪いことはできないなと最近つくづく思うようになっておりまして、多摩川が私の新しい故郷だと思っております。どうぞよろしくお祈いします。

滝澤委員 幸区に住んでおります滝澤です。私は川崎に約 32 年住んでおりまして、これまでは会社人間で、毎日夜 10 時前には帰ったことがないくらい会社にどっぷりだったのですが、数年前から地域に目を向けた活動をしてみたいという気持ちが非常に強くなり、そこで川崎市が実施しました「シニア地域創造ワークショップ」に参加し、そこでシニアの活性化について約 1 年間議論しました。そのメンバーが集まって NPO 法人を立ち上げ、現在、川崎市の事業に協働という形で参加させていただいております。

私自身は、長年、夢見ヶ崎動物公園のふもとにあります町内会で役員等をやっております、町内会の役割の大切さを身にしみ感じておりますので、その辺の経験もうまく活かせればと考えています。まだ現役で IT 系の仕事をやっております、そこでの SE や企画・マーケティング経験等もぜひ活かせればと思っておりますので、よろしくお祈いします。

丸山委員 宮前区に住んでいます丸山です。私は、会社をリタイアして 6 年になりまして、今は宮前区のこども文化センターの運営協議会の代表と宮前区北部の自治会の自治会長を務めさせていただいております。自治会のほうは副会長のころから 13 年目になりますが、住民の方からのご提案や何やらをさばくのが大変で、現在も、本来、自治はどうあるべきかということ自治会の中でも研究熱心な副会長がおりまして、その方々と一緒に勉強中でございます。その他は、宮前区のみまちづくり協議会や平瀬川流域まちづくり協議会など、いろいろなところへ首を突っ込んでいますが、なんとか皆様と勉強させていただければと思っております。よろしくお祈いします。

### 事務局職員の紹介

自治政策部長 引き続き、事務局の職員を紹介させていただきます。

総合企画局長 総合企画局長の三浦でございます。今回、自治推進委員会の第 2 期ということで、ぜひ活発なご議論をしていただきたいと思います。さきほど、市長の話にもございましたが、自治基本条例は、今、川崎の市政運営の 3 本柱の 1 つという位置づけになっております。制度的には一応できあがってきているわけですが、それをどのような形で実体化させていくかが大きなテーマになっています。地域にいろいろな課題がある中で、地域の課題の解決に向けて取り組んでおられる皆さんがメンバーにご就任いただいたということで大きく期待するわけですが、ダイナミックな提言をいただきたいというのが事務局の気持ちです。そういう意味で忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお祈いします。

自治政策部長 総合企画局自治政策部の担当主幹である鈴木、担当主査である依田、職員の西山、同じく菊池です。そして、私は自治政策部長の瀧崎でございます。よろしくお祈いいたします。

## 関係職員の紹介

自治政策部長 また、本日は、関係職員も列席させていただいております。総務局市民情報室長の土方でございます。

市民情報室長 ご紹介いただきました土方でございます。現在の職場は、総務局市民情報室ということで、市民の皆様の声をお伺いしている部署でございます。例えば、「サンキューコールかわさき」といって電話番号 200-3939（サンキューサンキュー）で市民の方のお問い合わせ等に対応しているところでございます。よろしくお願いいたします。

## 4 川崎市自治推進委員会設置要綱の確認

《事務局（自治政策部主幹）から「資料2 川崎市自治推進委員会設置要綱」を説明》

自治政策部長 設置要綱は以上でございますけれども、第2条の所掌事務に関して、この委員会でどのようにご議論いただくかについては、後ほど、委員会の調査審議の進め方という議題の中でご議論いただきたいと思いますと考えています。その他にご意見がございましたらお願いしたいと思います。

（意見なし）

よろしいようでしたら、次に移らせていただきたいと思います。

## 5 委員長・副委員長の選出及びあいさつ

自治政策部長 ただいま、説明がありましたように、設置要綱では、委員長は「委員の互選により定める。」とあります。いかがでしょうか。

（意見なし）

特にご意見がないようでしたら、事務局から提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（一同賛成）

事務局としましては、自治基本条例の検討委員、また、第1期自治推進委員会の委員長もお務めいただきました小島委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（一同賛成）

それでは、小島委員、よろしくお願いいたします。

この後の議事は委員長にお願いしたいと思います。

小島委員長 小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

自治基本条例ができ、第1期の委員会が設置されまして、条例及び要綱にはあるのですが、何をやるかにつきましては手探りの状態で行ってまいりました。第1期に委員そして委員長を務めさせていただきまして、おおよその役割、イメージをつかむことができました。そして、提言を含む報告書を委員会として作り、市長に提出させていただきました。また、市民の皆様方にもお示しすることができました。

第2期では第1期と同様に何をやるかということにかかわるわけですが、自治基本条例に基づく市政運営の進捗状況につきまして、できる限り網羅的に見ながら、また、第1期は情報共有の原則及び区民会議というものが中心テーマでございましたが、さらに新たなテーマについても検討を進めていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、次に移らせていただきたいと思います。まず、私とともに委員会の進行を担っていただく副委員長を決めさせていただきたいと思っております。さきほどご説明がございましたように、設置要綱によりまして第5条に、「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。」となっております。私といたしましては、私自身が不在の際には副委員長

に職務を代理していただきたいと考えておりますので、これまでの参加のまちづくりについての学識、そして川崎市でのご経験という総合的な観点から佐谷委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### (一同賛成)

それでは佐谷委員にお願いしたいと思います。

早速で恐縮ですが、一言ごあいさつをお願いできればと思います。

佐谷副委員長 このような大役を務めさせていただくことになりましたが、よろしく申し上げます。私は小島委員長とは違い、今回初めてなのでいろいろと勉強させていただきながら2年間弱の間ではありますが、第2期もいい2期だったといわれるように微力ながらやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

### 6 第1期川崎市自治推進委員会について

《事務局(自治政策部主幹)から「資料3 第1期川崎市自治推進委員会報告書(概要版)」及び「資料4 第1期川崎市自治推進委員会 市民自治の推進に向けた10の提言推進プラン」を説明》

小島委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問などがございましたらお願いいたします。

一言付け加えれば、今の関係は、第1期の報告書(参考資料3)及び概要版(資料3)を自治推進委員会から市長に提出し、それに基づいて「推進プラン」(資料4)を市に作成していただいたということです。今はそれを着実に進めていこうという段階でございます。

### 7 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度等について

《事務局(自治政策部主幹)から「資料5 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度等一覧」を説明後、意見交換》

小島委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問などがございましたらお願いいたします。

私の方から少し補足させていただきます。資料5には関係する条文と市のそれに対応する取組や制度が対比されています。実はもっと細かいものにつきましては、今日の参考資料でお手元にあると思いますが、第1期の報告書(参考資料3)の前半7ページくらいから、それぞれの条文に該当するものと市政における取組、制度等との対照表が載っています。7ページはいきなり第21条になっていますが、これは第1条からということではなくテーマごとにまとめられているからです。それが14ページまであり、資料5をもっと細かくしたものが報告書の7~14ページになります。

実は、これが大きく第1期の時にもかかわりまして、なるべく自治基本条例の全条文が市政の様々な制度や取組とどうにかかわっているかということを確認しましょう、なるべく拾いましょうということで、市政にかかわる市の関係者の方々及び市民の皆様方に自治基本条例と市政がどうにかかわっているのかということをお示しし、特に市政関係者の方々には認識を持っていただこうと、どれがかかわっているのかという対照表を作るというかなり大変な作業をお願いして、可能な限り網羅的に俯瞰するという形をとらせていただきました。

ですから、後ほどの審議事項にもかかわってまいります。この報告書の7~14ページをご覧いただければ、現時点において、どのような条文が、どのような市政の取組とかがかわっているかということが一覧できるということでございます。そして、そこに方向性も同時に書いてございまして、そこから10の提言が生まれたということでございます。

もしご質問がございましたら受け付けますが、いかがでしょうか。

大下委員 資料5の第32条に関して、7月に「協働推進窓口」を設置されたということですが、少し

補足説明していただけますか。

自治政策部主幹 それについては、資料4の「推進プラン」の15ページをご覧ください。「(2)これまでの取組」にもありますように、協働推進窓口は協働型事業の円滑な推進のために、市民の皆様、行政から協働に関する相談を一元的に受け付ける窓口として、市民・こども局に設置したものです。また、受けた相談などを原局に振り分けたりするところでございます。

丸山委員 細かいことですが、情報共有のところで、情報公開をいろいろとやっていただいて、行政からも要綱等が出ているのはわかるのですが、今、私は自治会で、宮前の向丘地区の北部会というところで14自治会が年に2~3回集まって情報交換しているのですが、そのときに出る話が、個人情報のところでもいつも引っ掛かってきます。川崎市の方で、災害時の要援護者の支援制度が立ち上がり、それをやる時には手を挙げた市民だけということなのですが、結局、手を挙げないで本当に困っている人がいるのにそういう人の情報がかめない。自治会役員だけではつかめない。そのため、市のほうである程度持っている情報を自治会の役員に流してもらえないかという意見がよく出るのですが、そのような点はどのような考え方なのでしょうか。

小島委員長 それは第25条の個人情報保護に関するところで、災害弱者という言葉を使っていいかわかりませんが、そういう方々を救うための個人情報保護のルールのあり方、運用のあり方だと思うのですが、第1期ではそこは情報公開の審議会が設置されているため、検討していなかったと記憶しています。今のことについてご説明いただけることがございますか。

自治政策部長 詳細は把握していないのですが、丸山委員のおっしゃった災害時要援護者避難支援制度では、昨年12月に、お年寄り一人で動けないまたは障害のある方などを対象に申し込みを受け付け、平成20年2月ごろからご本人が登録しますという方にご連絡等を差し上げることを自治会、町内会、民生委員等をお願いしていると思います。個人情報の保護の問題がございまして、それに抵触しないよう、いわゆる「手上げ方式」にしているものです。全市で2,200人程度登録していただいておりますが、現在、もっと広げていこうと、健康福祉局や総務局危機管理室で検討を進めているところでございます。

小島委員長 この委員会は、自治基本条例及びそれを具体化した個別条例がありますが、それらをできるだけ網羅的に進捗状況を見ながら対応関係を明らかにし、もしそこに課題があれば提起していくということですから、今後の検討の中でそのことに現場の中で課題が認められるということであれば、審議の中に加えていきたいと思っています。

滝澤委員 提言4の協働の推進の中で、実際に、市の活動の中で市民と一緒に協働していきたいと動いた場合、市民の方がこういうことをしたいというときにその実現に向けた具体的なコーディネートをするといったコーディネート機関については検討されたのでしょうか。

小島委員長 実は「協働」につきましては、さきほど少しお話があったと思いますが、市民・こども局の方で検討されております。そこで、その場で協働を議論しているものを、もう一度ここでゼロベースから議論すると、屋上屋を架すことになったり議論がずれてしまったりするといけないので、基本的には担当する委員会があればそちらのご意見、ご議論を尊重して、その検討状況をご報告いただくという形をとっています。

ですから、今のお話のようなことについてはこの委員会では検討しておりません。市民・こども局の協働に関する検討委員会でそのようなテーマが出ているかもしれませんが、コーディネートまではいかなくても、ワンストップ窓口はその入口に該当するのかもしれませんが、私の方ではそれがどうなっているのかということはお答えしかねます。市民・こども局の方では議論されているのでしょうか。

自治政策部長 コーディネート機関ということまではいっていないかもしれませんが、現状の説明



をさせていただきます。

ひとつは、さきほど協働推進窓口ということに関連して、市役所の市民協働推進課というところで、協働型事業について、なるべく市民と行政の協働を拡充していくための相談窓口を充実したり、財団法人「かわさき市民活動センター」というものを設置しておりまして、そこは広く市民活動を支援し、いろいろな相談やコーディネートをしたりしています。

もうひとつは、各区の様々な機能強化や区への分権を進めていこうということを自治基本条例の中でも位置づけているところですので、各区単位で区民協働提案事業といいますが、各区が協働推進事業費として1区5,500万円でいろいろな事業に使っており、その中で区によって違いますが、200~300万円くらいの予算を確保して、区民の方から協働事業を提案していただき、外部委員が入っているところもありますが、区役所が審査なり、コーディネートをするということで、そういう形で協働型事業を区単位で推進しているところもあります。

小島委員長 推進プランの16ページに、提言に即した具体的な取組の上から2番目のところに、協働推進窓口の機能として、相談とともに事業調整ということが書いてありますので、それが具体的にどう動いていくかということにつながると思います。本年度の7月に設置されたばかりですから今後の課題かもしれませんが、逆にこの委員会としては、そういう相談からコーディネートへということが課題として見込まれるということであれば、担当部局あるいは区の方に照会して、どうなっているか、あるいはどのような展望があるか、あるいは市民・子ども局の他にそのような委員会があれば、逆に、こちらからそういうことについて検討されているかどうかを照会していくことはできると思います。

鈴木委員 区民会議の件ですが、私も中原区で第1期と2期目の委員になっています。中原区区民会議では、区民会議が広く区民に知られていないのではないかという意見が多数出ました。区民会議は大抵午後2時から4時まで開かれますが、その場合、なかなか傍聴に来られないということで、我々が提案して、先日、初めて夜間に開催するというので6時半からやってみました。そのときには1人の委員が10人連れてくるという試みが行われたので、かなりの人数が集まったのですが、そのようにしなければなかなか知られていかない。各区の区民会議だよりが出ていますが、それも知られていない。今年3月の「市民自治創造・かわさきフォーラム」のときに、初めて7区の区民会議の交流がありましたが、そういう機会がないと区民会議の委員が自分の区のことだけしか知らないのです。私の場合は、多摩区で活動していますので、多摩区と中原区の情報、宮前区の委員の方がいることもあって情報交換ができますが、それがすべての区に行き渡っていないと思います。各区でやることはバラバラでも、それは区民会議の自主的な活動なのでよいのですが、他区が取り組んでいるもっとよいことを取り入れたり参考にしていけないと、自分たちだけがやっているだけでは広がらないのではないかと。もったいないと思います。第1期委員会でいろいろと提言していただいたので、このような取組をもっと実現させてフットワークのよい区民会議にしたいと思っています。

小島委員長 まさに第1期委員会で提言した内容がそのような課題であり、この「推進プラン」の中で書かれたことが着実に展開していけるかどうかをこの委員会としても見守っていかなければならないと思っています。それが、一向になかなか改善しないということであれば、さらにどうしたらよいかということも検討したいと思います。

自治政策部長 ご存知のように、区民会議につきましては、平成18年から第1期として任期2年でお願ひし、各区民会議で報告書を出していただき、今年度から第2期に入っております。私も第1期を総括しておりまして、今おっしゃられたように第1期委員会の提言にもありますが、ひとつは情報発信、それから区民会議の各区の委員同士の交流が非常に有効ではないかと考

えられますので、早め実現したいということで検討しております。

小島委員長 第1期委員会の時に、川崎市の区民会議は全市で「こういう形であるべし」ということは決めずに、区ごとに進めながら、区民会議の運営の仕方を創意工夫していただく。そこで各区の区民会議同士が学びあいながら地域に密着したところから区民会議を育てていこうという方向性だということについて、委員会の中でも市長を交えて確認したという経緯がございます。ですから、どう育てていくか、学びあっていくかは、第2期区民会議の中で少しずつ花開いていけばよいかなと思っています。

後ほどの全体の議論の中で、この件につきましてもご質問、ご意見をいただいて結構ですので、第2期委員会の第1回の本題である次の議題に進みたいと思います。

## 8 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議にあたって

《事務局（自治政策部主幹）から「資料6 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議にあたって」を説明後、意見交換》

小島委員長 資料6の「3 第2期の調査審議事項」の中で、「第1期の委員会では、「情報共有」を中心に調査審議を行いました。第2期の委員会においては、3つの原則のうち「参加」、「協働」をメインテーマにして、・・・」となっています。第2期についてはこれから検討するのですが、そこに至る経緯について私から簡単に補足させていただきます。

第1期の報告書の概要版（資料3）の5ページと、自治基本条例第5条を確認していただきたいと思います。概要版の5ページにある10の提言が、第1期で何をメインテーマにしたかにかかわってきます。「情報共有」をメインにしたということで、提言5~7のところに情報共有の提言が入っています。そして、提言1と2については、自治基本条例の全般的なことなので提言しようということです。「協働」につきましては、さきほども申し上げましたが、協働のルールづくりが市民局（現市民・こども局）で行われていたということで、これについては、この委員会で十分な審議をしたというわけではなく、そちらの審議状況を聞きながら、こちら側でも確認しながら気づいたことを提言に載せたということです。そして、「区民会議」がなぜここに入っているかというと、区民会議は、「情報共有」、「参加」、「協働」の3つの原則がすべて集約されている場であろう、しかも、区民会議が動き始めたということもあり、区民会議をみることで「情報共有」も「参加」も「協働」もみられるだろうということで取り上げたのです。「協働」については、区民会議が様々な区民の諸団体、区民の方々と協働しながら実践を見出していく場であるという性格を見出したので、区民会議は3つの原則が集約される拠点ということでテーマに取り上げることになりました。

第2期委員会では、「参加」、「協働」をメインテーマにすればよいのではないかという提案がありました。私なりに考えてみますと、自治基本条例第5条に3つの原則があり、第1期では第1項第1号「情報共有の原則」を取り上げ、第3号「協働の原則」は市民局（現市民・こども局）の検討経過を踏まえながら確認的にここでは議論しました。そして、3つの原則が集約される場として区民会議を取り上げた。すると、第5条のうち第1項第2号「参加の原則」については、第1期では正面から取り上げていないこととなります。

例えば、佐谷副委員長がまちづくりの中で市民参加でワークショップをやったり、計画策定、条例策定の時の参加に取り組みされていますが、そのようなことを正面から取り上げきれませんでした。そして、第5条を受けまして、第6条の「市民の権利」の中で、参加に関する権利保障として、第2号「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。」という市民の権利規定があります。したがって、この第5条第1項第2号と第6条第2号につきましては、第1期では第

2期以降に委ねようということで見送ったという経緯がございます。

そこから、第2期の中に「参加」が入ってくるということになります。「協働」につきましては、当時は市民局（現市民・こども局）で協働のルールに関する委員会がありましたので、そこに委ねようということだったと思います。事務局にお聞きしますが、今、市民・こども局に協働に関する委員会はあるのでしょうか。

自治政策部主幹 市民活動推進委員会で「協働」について検討しています。

小島委員長 協働の正面の部分は、やはり、そちらで議論していただき、同じテーマで違った提言が出てくると困りますので、こちらはそこを差異化をしたり、別の観点から見方を変えたり、あるいはそこからいただいたものをもう一度確認する作業が中心になると思っています。

「参加」と「協働」は明確に分かれる部分と重なる部分がありますので、差異化をするということであれば、こちらの委員会は俯瞰するという役割ですから、おそらく「協働」と「参加」の重なっている部分はこちらの委員会で検討することになるのではないかと推察します。

本日のメインテーマでございます第2期の調査審議事項及びこれまでの第1期の取組、要綱等を含め、全体としてご質問、ご意見等、審議を進めていきたいと思っております。

佐谷副委員長 「川崎市協働型事業のルール」（参考資料8）の15～16ページに関して質問があります。協働型事業には、市民活動団体から行政に働きかける場合と行政が市民活動団体に働きかけるという場合があります。行政が市民活動団体に働きかける場合はかなり「参加」に近いと思います。これについていえば「事業」なので、一般的な計画策定とは切り離れたカテゴリの中で読むべきなのか、それとも、協働型事業と言っているものは幅広く、行政が計画を作るようなものも含めたものなのか、どのように考えられているのでしょうか。

小島委員長 協働型事業に該当するものはどういうものかということですね。

自治政策部長 このルールについては、計画策定といったものは含まれません。もう少し具体的な協働型の取組を念頭に置いているというイメージです。

佐谷副委員長 たとえば、行政が市民活動団体に働き掛ける場合の事業名や内容としては、どのようなものがありますか。

阿部市長 「推進プラン」の14ページに事例が載っています。

自治政策部長 ここに整理されている事業の他にも、例えば、リサイクルに関して市民の力を借りながら地域の中でやっていくといったものは、行政側から働きかけるというイメージがあると思います。

小島委員長 これは実践活動で、計画策定は該当しないということですね。

ただ、「協働」という言葉が非常に曖昧なので仕方ないのですが、計画策定委員会の中でNPOの方や一般市民の方、行政がパートナーシップで計画をつくっていくことも「協働」と言えませんが、ここでの協働事業は実践活動ということになります。

鈴木委員 実は「磨けば光る多摩事業」に応募しました。多摩区が協働事業ということで募集をかけたものに私たちが応募させていただき、すべての団体で事業が違いますが、環境や福祉等様々な分野で4団体が採用されました。私たちは、多摩川のクリーン作戦や安全という切り口から応募させていただきました。

佐谷副委員長 第2期では「参加」と「協働」をメインテーマに調査審議していくということですが、協働事業についてはある程度のルールはできているということですね。

小島委員長 今、そのルールに基づき事業を動かし始めている。その進捗状況については市民・こども局の市民協働推進課でフォローアップ、課題抽出が行われているということですが、ここで包括的にみる際には、その情報がほしいですし、この場でご説明などもいただくということになる

と思います。

こちら側で出した 10 の提言の中に「提言 3 協働実践の共有」と「提言 4 協働推進施策の整備」が入っており、協働推進施策の整備がどう動いているかということを見ていくことになると思います。「提言 3 協働実践の共有」については、協働型事業はイメージがわからないため、こういうものを協働型事業というのだろうということを各局も各区も市民もイメージがつかないので、ベストプラクティス（最適な実践例）を情報共有していくことが必要だろうということで提言に入れました。そのことをここでも見ていく必要があると思います。

自治政策部主幹 協働型事業でイメージがわからないということですので、市民・こども局で事例集を作っておりますので、次回の委員会に資料提供したいと思います。

大下委員 さきほどの委員長のお話の中で、今回の課題として「参加」と「協働」を据えるということがありました。ざっくりばらんな話をさせていただきますが、自治基本条例の第 6 条第 2 号「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。」について、市民が政策の形成・執行・評価にどの程度まで参加することが妥当なのかという見極めが非常に難しいと思います。これから議論すればいいのですが、印象として申し上げさせていただきました。私も勉強していきたいと思いますが、「参加」を考えるとときには、市民活動その他への参加はもちろんですが、この政策の形成過程に参加していくということは非常に大事な課題になると思います。

小島委員長 自治基本条例の第 29 条、30 条、31 条に具体的な参加の手法、制度が書かれています。第 28 条は第 29～31 条までの手法・制度以外のものも含めて多様な参加の機会を整備し、体系化を図ると書かれています。住民投票条例ができ、これは参加といってもパブリックコメント手続制度や 計画策定委員会とは別次元の切れ味のするどい参加の制度ですが、それ以外としては、第 30 条のパブリックコメント手続や第 29 条の審議会等の市民委員の公募が市政への市民参加の手法や制度の最低限のラインで、問題は、それ以上にどういうものがあるかということです。第 31 条はしっかりできました。第 29 条と第 30 条以外にもいろいろな参加の手法や手続があり得るわけですが、それについて体系化を図っていくことが第 28 条に書かれています。

日本国憲法の第 25 条はプログラム規定と言われていて、私はこの自治基本条例第 28 条を参加のプログラム規定と言っていますが、ここから直接何かが生み出されるというよりは、ここを根拠にしてそれ以上の、自治基本条例で言えば第 28 条や第 29 条、第 30 条以外の、あるいはそれ以上の参加の水準にかかわる手法や手続が生み出されていくかということが問われるのだと思います。川崎市政の中でかなり水準の高い参加をしているところもありますが、もしかしたら、そうでないところもある。パブリックコメント手続制度と審議会等の市民委員の公募という制度で、ある程度ミニマムのラインができましたので、そのラインをスタンダードなラインに、あるいは第 28 条に基づいてそれ以上のラインにどう上げていけるかが問われているのだと思います。そうすると、どんな参加の手法の種類があるのか、どのような創意工夫があるのか、あるいは、計画を作る時もひとつの参加手法・手続だけではなく、いろいろなものを組み合わせながら「参加」の手続の流れができると思いますが、それがどのようになっているのかをみていく必要があります。それにはケースをみていかないと参加の水準がどうなっているのかはわかりません。トップランナー的な取組をやっているケースもあるでしょうし、そうでないケースをみてもあまり意味がないのですが、トップランナーのところをみて、ここがパブリックコメント手続制度と審議会等の市民委員の公募というミニマムのラインを越えたスタンダードライン、あるいはそれ以上で、そこを目指してどういうことをやっていけばよいかということになると思います。

大下委員 第 28 条に「次条から第 31 条までに定めるもののほか…」と書いてあるように、「ほか」ということですね。そして「多様な参加の機会を整備し、その体系化を図る」ということですね。

小島委員長 もちろん、第 29 条、第 30 条もみていかなければなりません。住民投票制度は使わないとみえてこないものですから仕方ないですが、第 28 条の「多様な」ということのレベルを上げていく、全体としてどうレベルを上げていくか、あるいはそこに向けて市政がどう動いているかをみていくことになるのだと思います。ただ、どの程度が妥当なのかは一概には言えないでしょうね。

評価への参加や執行への参加も難しく、執行への参加はどう考えていくかが一番難しい。また、執行への参加と協働はどこが違うのかという論点もあります。例えば、私がかかわった「多摩川プラン」では、プランができた後、推進委員会ができました。多摩川プランが動いている中で執行の段階でも参加の組織があるので、こういうのもまた直接実践活動での参加とは違う執行への参加としてあり得ます。評価への参加ですと、政策評価委員会への公募市民委員としての参加もありますが、様々な個別の計画を見直していくプロセスも評価ですから、個別計画の評価への参加もあり得ます。

そういったことについて、第 5 条と第 6 条のところは第 1 期ではほとんど触れていないので、どういうことが考えられるか、あるいはどういう状況になっているかをみていくということは必要だと思います。

大下委員 市民のひとりとして申し上げますが、「参加」の度合いは、参加の経験を踏むことによって市民がパブリックな視点で物事を考えていく鍛錬をしていく意味で、大きな意味を持っていると思っています。市民として成長していく過程で行政運営に参画していくことは非常に大事なことで、市民自治にとって、形式上の市民自治ばかりではなく市民として育てていくことが市民自治が本当に根付くということだと思っているので、そちらの方向に行くことが重要で、そのような意味で非常に重要なテーマだと思っています。ただ、何でも、どのような分野でも市民が乗り込んで参画していけばいいかというわけではないので、その兼ね合いを考えつつ市民を伸ばしていけるような方向で議論が進んでいけばよいという気がします。公の部分での意識がどれだけ市民の間に根付いていくかが非常に大事だと思っています。

小島委員長 第 1 期の提言 2 で「自治意識の醸成」という提言をして、それに対して「推進プラン」でもいくつか取組をしていますが、究極の自治意識の醸成は「参加」であるということです。佐谷さん、参加の妥当性をどこまで考えるかについて、いかがでしょうか。

佐谷副委員長 どういう仕組みかということもあるとは思いますが、それによってソーシャルキャピタル（社会関係資本、ここでは「信頼関係、規範、ネットワーク」を意味します。）信頼感や、ある地域の中でのルール、規範のようなものがどのように蓄積されていくかということも非常に重要だと思います。例えば、パブリックコメント手続について、市民が意見を出しても全然変わらないということがよく言われます。制度はできたけどソーシャルキャピタルとしてはマイナスである場合もあるので、そこも含めて考えないといけない。いくら仕組みをつくっても仕組みが活かされないと市民はがっかりして逆に不信感を持つこともあります。多くの仕組みをつくれればよいというものでもないと思っています。

小島委員長 市長に参加についてご意見をいただけませんかでしょうか。

阿部市長 「参加」と「協働」の区別が非常に大事だと思います。

区民会議でも協働事業でも、役所もやる、市民グループもやると両方で力を合わせるとプラスアルファが生まれます。どちらか単独では効果的なことはできず、両方の特徴を活かすことによって事業をより多くできる。たとえば、市民グループは人数が多いが、公務員は勤務時間があり、流動的、機動的にうまく動けない。役所はある程度金を出す、あるいは企画のときに一緒に議論をするなど、それぞれの特徴、役割があるので、そういう力を合わせることによって何らかの目

的を達成していくことが基本的に協働事業だと思います。

「参加」は、あくまでも行政に責任や権限があり、それに対して意見を述べたり、加わって何かをやるということです。もちろん、「参加」と「協働」が一緒になっているものもありますが、基本的には審議会のメンバーになって意見を述べたり、議員を選ぶために投票したり、あるいはパブリックコメント手続で意見を述べたり、といったものが「参加」だと思います。パブリックコメント手続制度については、実際に非常に重要な案件について市民意見を求めるのですが、あまり出てきません。反対運動が起こっている場合には集中的に反対意見が多くなりますので、パブリックコメント手続で出てきた意見を数で評価することはできないという問題もあります。パブリックコメント手続をどのように考えるかも今回の非常に重要なテーマになるのではないのでしょうか。

「協働」についてもいろいろな事例が出てきていますので、担当部局から事例を発表してもらいながら判断をしていけばよいのではないのでしょうか。随分と広がってきていますが、協働事業でやった方がうまくいくものがまだまだ残っていると思います。

区民会議は、そういう意味では「参加」でもあり「協働」でもあります。意見を言っていて、まとめれば、それを実行しましょうというところまで考えていますので、区民会議そのものは「参加」でもあり「協働」でもあり、そこから先は完璧に協働事業になるといえます。例えば、放置自転車について、市民ボランティアの方々に整理をしてもらうということになれば、事業になっていくわけです。いろいろなパターンがあると思うので、具体的な例を発表してもらいながらここで議論していけばよいのではないのでしょうか。あまり、決めてかからない方がよいと思います。

ただ、基本的な考え方として、補完性の原理といいますが、市民の自治を考えると、区単位、あるいはもう少し小さな単位で自分たちでできるものは自分たちでやりましょうということがあがると思います。昔は税金をたくさん納めて、公務員を採用して公務員に要望を言って公務員が仕事してくれればそれでいい、要望を言うとどんどん膨れあがって税金も上がってくるという時代がありましたが、今は逆の方向です。定年退職者が多くなり地域に戻ってくるけれど、税金はあまり出てこないということになると、結局、地域の環境をよくするなどの事業を地域の人たち自らがやらないと地域がよくなるのです。役所に頼んでも予算がないと言われて終わってしまうこともあります。

ということですので、基本的には自分たちでできることは自分たちでやりましょう。そして、それでも足りないところを区役所単位でやりましょう。その時に一緒にやる事業が協働事業になります。ゴーヤによる「緑のカーテン事業」は協働事業の典型的な例だと思います。子育て支援もそうです。区役所単位で子育てグループが集まり、それに対して行政が子育て支援のために冊子を作った事例ですが、市民の皆さんは知恵は持っていて印刷予算を用意できないので、子育てグループが作った原稿を市が印刷・製本するという形です。このように、片方で足りないものを片方で補うことでひとつの仕事を完成させる。そういうものが随分たくさん出てきています。いろいろなパターンがありますので、歩きながら考えて整理していただくとよいと思います。よろしくをお願いします。

小島委員長 「参加」と「協働」は、基本的には分かれるけど重なっているところもあるということです。今日も市民委員の方はそれぞれNPO活動をやっていらっしゃるって、現場では協働されている方々です。そのように「協働」されている方々に、今日のこのような「参加」の場に来ていただいているのです。ですから、最近の議論では、実は「参加」と「協働」は人を介して重なっているとも言われています。

区民会議はそれを制度化して、やっている人たちが参加してもらおうというものですので、実態としても、「参加」と「協働」は人を介して重なっているといえるのだと思います。昔ですと、参加の場に来られる方は 団体の代表という充て職ということだけで来ていましたが、今は実践でやりながら自治体とも協働している方々に参加の場に来ていただいているのです。もちろん、そういう方以外は来てはいけないということではなく、それ以外の方にも広く開かれるのが「参加」です。

鈴木委員 市の新総合計画の時に市民委員として参加したのですが、中期プラン、長期プランを立てたときも、私は多摩川のことを叫んでいました。おかげさまで、それが今回の新総合計画でもきちんと取り上げられ、3つ目の水辺の楽校ができつつあり、多摩川施策推進課ができるなど、様々なことが多摩川を軸として実現されてきたのです。普通のおばさんである私が、一市民としてこういうところに参加させていただき、何か形のあるものを実現することができたということをとてもうれしく感じています。今まではこのような場は普通のおばさんが出る場ではないと臆していましたが、市の新総合計画づくりで話し合われたことがかなり形になっています。例えば、武蔵小杉の再開発は、あの時まだ凶面だったのですが、今はエリアマネジメントというNPO法人ができ、そのNPO法人と私たち水辺の楽校が協働して、新しいマンションに住んでいる子どもたちが水辺の楽校に来るようになって、実現しているのがすごくうれしく思います。

また、区民会議にも区で何か形になるものができるのではないかと思います。

昔、平和館で総合企画局が主催した自治基本条例を劇で説明する催しをたまたま見に行きましたが、そのときには、自治基本条例って一体何なんだろう、漠然と区の権限が強化されるようだと理解しましたが、今、実際に、区民会議や協働事業として実現されていることは、参加している市民にとっては大変よいことだと思います。ですから、今回も、空論で終わるのではなく、第2期区民会議の終わりまでに、きちんと何かひとつ実現できたという形になればいいと思っています。

滝澤委員 私自身、市の協働型事業をさせていただいていますが、仕事柄、SOW（作業範囲記述書）という役割分担、責任分担を非常に気にしています。やはり、問題を起こしてはいけないので、基本的に責任分担をある程度意識してお互いに動かなければいけないと思います。現実には、コンピュータの世界では、SOWを表にして責任を明確に決めますが、そこまですると本当に市民がついてくるかなという関心もあります。市のホームページを作る際に、ホームページに問題が生じた際の責任負担を明確にしておくべきなのか、そこまでする必要はないのかが問題になりました。大まかな枠の部分は決まっているのですが、その部分が非常に気になります。今後ルール化がどこまで進むのか、また、やっていくべきなのかということが気になっています。

小島委員長 何事にもリスクがありますが、その時に間が抜け落ちてしまうことを避けるためにはどうしたらよいかということも協働では重要なテーマになると思います。

阿部市長 例えば、健康運動の指導者の養成は市民のグループでも十分できるでしょうが、行政が後押しすれば効率的にできるわけです。健康運動が多くの方に広がった方がよいのですが、どれだけ広がるかについて市民が責任を持つ必要はありませんし、少しでも広がれば広がっただけプラスですということを市民の協働事業としてやっていただければよいのだと思います。そして、広めるためにテキストを配りたいが予算が足りないといったときに、そのような部分に行政が力を貸す。市民の力でやった方がよい分野はたくさんあります。行政がやらなければならないものについて市民グループに責任を持ってもらうのは、行政の責任放棄ですから、それは行政としては責任を持ってきちんとやっていかなければなりません。そのあたりを区別して、広げれば広げるほどプラスが出るというものに重点を置いていただければよいと思います。緑のカーテン事業は、

きっかけを役所が作ってそれがどんどん広がっていったよい例です。

丸山委員 自治会のことが頭から離れないのですが、自治会の中で、何かやってもらおうと思って「協働」で何かやりましょうといった時に、出てくる人が限られているのです。私がいる自治会もそうだし、もう少し広がった区へ行ってもそうだし、川崎市全体をみた時もそうです。私が自治会の中で何とか取り組もうと思い、今、60項目近くを挙げて「自分にできることは何か」をたずねるアンケートをとっています。例えば、川崎市に廃棄物減量指導員という制度がありますが、ごみ箱の場所を限定してお願いし始めたら、隣の自治会でも始め、それが広がりつつあります。そのような人たちをどう引き上げてくるかが一番難しいところです。

役員に任せればいいのか、いざ何かあると行政がやることだから関係ないということになることが多いので、「協働」といっても非常に難しいです。自分の興味のあるところのようでも、少し顔を出したら、その後はまったく来なくなってしまうということもあり、非常に難しい課題だと感じています。

小島委員長 「参加」にしても「協働」にしても、「地域コミュニティ」がまったくないところでは、いくら自治体の政策への参加や自治体と市民の協働といってもそれは絵に描いた餅になってしまいます。基盤は「地域コミュニティ」なのです。人口がどんどん増加している川崎の中で、21世紀型コミュニティをどう作っていくかが課題だと思います。

阿部市長 丸山さんのご発言に関連して、行政は、地域のことについてはかなり荒っぽい仕事になっているというのが実態です。ですから、行政には任せておけないという声が地域にはたくさんあります。そういう場合、積極的に自分たちが地域でやるので、行政は我々がやりやすいように支援してほしいというような形でリーダーシップをとっていただいて行政を引っ張り込んでいただくと非常にありがたいと思います。すべての職員が細かいところまでわかっているわけではありませんし、ましてや職員には異動がありますので、地域の方がリーダーシップをとって区役所あたりに持ち込んで行政を引っ張り込んで、こちらは自分たちでやるので、ここから先は行政がやってくださいという話でやっていただくと大変ありがたいと思っています。

滝澤さんのご発言に関連するシニアの能力開発については、これまで大変能力の高い人が東京勤務で川崎のことは考えずに過ごしてこられて、いよいよ川崎で一生を送る時に振り返ってもらおうという考え方でやっているの、これから期待するところが非常に大きい分野です。

小島委員長 自治基本条例が対象とする「参加」と「協働」は、あくまで自治体とのかかわりなので、市民同士の協働については、自由にやっていただければよいというものだと思いますので、どのような形で取り上げるべきかについて考えていきたいと思っています。

これで、調査・審議の進め方について本日は終了させていただきますが、後ほどお気づきの点があれば、例えば、こんなことを議論の俎上に載せたらどうかといったことがありましたら、事務局までお申し出いただきたいと思います。また、第1期もそうでしたが、委員会を進めてみて歩きながら考えるということで、うまく回らないことがありましたら随時対応していくようになりますので、よろしく願います。

## 9 その他

自治政策部主幹 次回、制度について関係者を呼んでご説明差し上げたいと思いますが、何かご要望があれば、この場で伺っておきたいと思っています。いかがでしょうか。

(意見なし)

ご要望がありましたら、後ほど、事務局にお寄せいただきたいと思います。

《事務連絡事項について説明後、意見交換》



鈴木委員 会議録は、できるだけ要約してほしい。

滝澤委員 会議の開始時間を午後 6 時 30 分からにしていただくことはできないでしょうか。

自治政策部主幹 第 3 回については午後 6 時 30 分からにさせていただきたいと思います。

《次の事項が確認された。》

委員会会議録の作成について

第 1 期と同様の形式で公表すること

会議録は各委員に内容確認させていただいた後、ホームページにて公開すること

ニュースレターの発行について

会議の様子をニュースレターで発行すること

必要に応じて写真を掲載させていただくこと

ニュースレターは情報プラザ、区役所、市民館等で配布予定であること

次回以降の開催日程について

第 2 回：平成 21 年 1 月 20 日（火）午後 6 時～8 時 於：高津区役所 1 階保健ホール

第 3 回：平成 21 年 3 月 16 日（月）午後 6 時 30 分～8 時 30 分 於：未定

## 閉会

小島委員長 本日予定しておりましたプログラムはこれですべて終了いたしました。次回の日程につきましては、事務局の説明にもありましたとおり、「1 月 20 日（火）午後 6 時から高津区役所 1 階保健ホール」で開催させていただきます。

最後に、本日の委員会について、市長から総括的なコメントがございましたらお願いいたします。

阿部市長 第 1 回ということで手探り状態だったと思います。何回か回を重ねるうちに厳しいご意見も出てくるかと思いますが、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。また、担当者からの説明等が必要であれば、あらかじめ教えていただき、説明を聞いていただきながら審議していただければよいと思います。よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

小島委員長 では、これにて閉会ということにさせていただきたいと思います。お疲れさまでした。

以上



# 川崎市自治推進委員会 ニュースレター

Vol.1 / 平成20年12月号  
川崎市総合企画局自治政策部

## 第2期「川崎市自治推進委員会」がスタートしました！！

第2期「川崎市自治推進委員会※」が、平成20年11月26日(水)に開催され、新たなメンバーを迎えてスタートを切りました。

委員会の開会にあたって、阿部市長より、「平成17年4月の自治基本条例施行後から進めてきた区民会議条例やパブリックコメント手続条例、協働型事業のルール、住民投票条例など自治基本条例に基づく制度等の整備を行ってきたところです。今後は、これらをきちんと運用していくことが重要になります。第2期の自治推進委員会では、自治運営の基本原則のうち市民の参加と協働によるまちづくりを進めていくための考え方や効果的な手法等について活発にご議論いただき、ダイナミックなご提言をお願いしたいと思います。」とのあいさつがありました。

※川崎市における自治の取組を調査審議するために設置された委員会です。第1期は平成19年2月から平成20年3月にかけて開催されました。第2期は今後約2年間(平成22年3月まで)にわたって調査審議を進めます。



### 委員の顔ぶれ

委員の互選により、小島聡さんが委員長に、佐谷和江さんが副委員長に選任されました。

#### ◆第2期川崎市自治推進委員会 委員名簿 (50音順、敬称略)

氏名	役職・住所等
大下 勝巳	前宮前区長
◎小島 聡	法政大学人間環境学部教授
○佐谷 和江	NPO法人まちづくり情報センターかながわ理事
鈴木 眞智子	中原区(公募市民委員)
滝澤 利二	幸 区(公募市民委員)
丸山 幸一	宮前区(公募市民委員)

◎は委員長、○は副委員長



#### 小島委員長

自治基本条例検討委員会と第1期委員会にもかかわらせていただきました。条例に基づく市政運営の進捗状況についてできるかぎり網羅的にみながら、第2期では新しいテーマも検討していきたいと思ひます。



#### 佐谷副委員長

NPO法人の理事として、まちづくりの現場に携わってきた経験を活かして、どうしたら市民活動が効果的に推進されるか等について検討できたらと思ひます。



#### 大下委員

現在はシニア世代の地域参加をお手伝いする活動等をしてしていますが、3年間務めさせていただいた宮前区長時代の貴重な経験を活かせればと思ひます。



#### 鈴木委員

子ども達に多摩川を伝えたいとの想いで、多摩川にかかわる活動をしています。空論で終わることなく、形として残るような成果が上げられるよう取り組んでいきたいと思ひます。



#### 滝澤委員

市のシニア地域創造ワークショップへの参加をきっかけに地域活動を始めました。町会活動や本業であるマーケティング企画等の経験やノウハウを活かしていきたいと思ひます。



#### 丸山委員

宮前区で自治会活動やまちづくり活動に取り組む中で、自治についても議論しています。いま参加している多くの活動に活かせるように勉強させていただきたいと思ひます。

## 第2期では“参加”と“協働”をメインテーマに調査審議します

自治基本条例には、自治運営の基本原則として、“情報共有”、“参加”、“協働”が掲げられています。

この自治運営の3つの基本原則のうち、第1期の委員会では、“情報共有”を中心に調査審議を行いました。

第2期の委員会では、自治運営の基本原則の残りの2つである“参加”と“協働”をメインテーマにして、市民が市政に主体的にかかわる効果的な手法等について調査審議していくことになりました。

第1回委員会で、これから調査審議を進めるにあたって出された主な意見は、次のとおりです。これらを踏まえて、今後より深く調査審議を進めていく予定です。

### 【“参加”について】

●現在、パブリックコメント手続や市民委員公募など最低限の参加手法は整備されたことになるが、他にどんな手法があるか、どんな創意工夫ができるかを調査しながら、参加の水準を高めるために何をすればよいかを議論していくとよいと思う。

### 【“協働”について】

●“協働”については、別途、市民活動推進委員会(市民・子ども局で設置)で検討されているため、そこでの議論を踏まえ、自治運営の3つの基本原則を俯瞰する立場から調査審議を進めることが望ましいと思う。

### 【委員会の進め方について】

●協働型事業には、多様なパターンが考えられるため、現在取り組まれている事例を調査し、委員会を進めながら検討していくことが有効だと思う。

### 【その他】

●「区民会議」は“参加”と“協働”の拠点と考えられるため、第1期に引き続き第2期においても区民会議を取り上げ、取組状況を踏まえた調査審議を進める必要があるだろう。



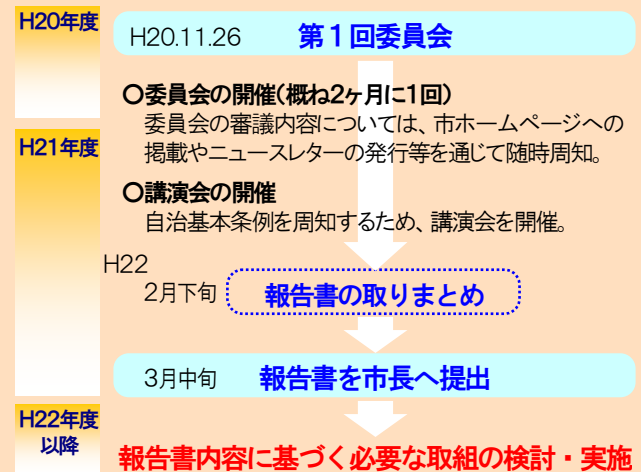
●第1期の提言を受けて策定された『推進プラン』の取組が、着実に展開されているかを見守っていく必要があると思う。



### 第2期委員会の調査審議事項

- ①自治運営に関する制度等の運営状況に関すること
- ②市民の参加と協働を促進する手法等に関すること
- ③第1期の提言に対する市の取組状況に関すること

### 第2期委員会の調査審議スケジュール

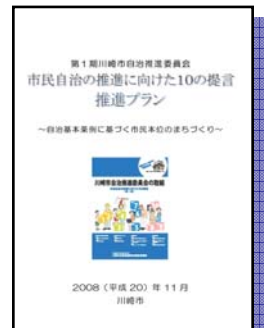


次回の委員会日程 ※傍聴が可能ですので、興味のある方は、ぜひお越しください。

平成21年1月20日(火) 18:00~20:00

高津区役所1階 保健ホール

市では、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を市政運営の3本柱の1つに位置づけ、自治の推進に取り組んでいます。そのため、第1期の委員会による提言を受けて、『市民自治の推進に向けた10の提言推進プラン』を策定し、提言の具現化に向けて着実に取り組んでいきます。



発行/  
お問い合わせ先

## 川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044(200)2017 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。 . . . . .

Web自治基本条例

検索

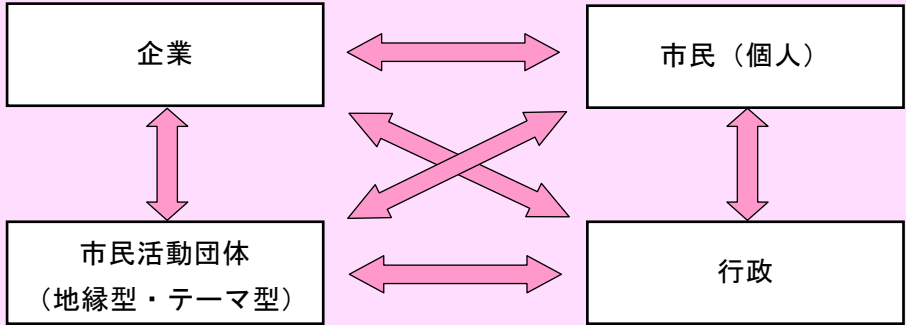


※市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。

# 「協働」、「自治基本条例における協働」、「協働型事業」の関係

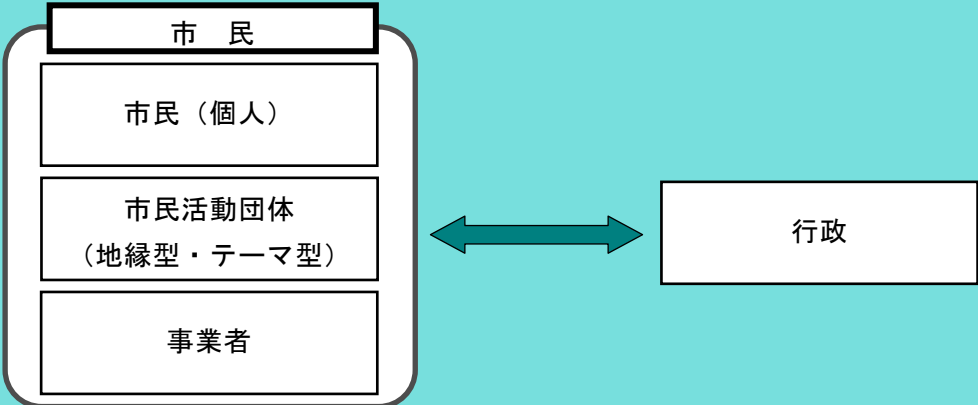
## 協働

市民活動団体、企業、行政といった特性の異なる二者以上の主体同士が、共通の目標に向かって協力すること。  
(「川崎市協働型事業のルール」 P 4)



## 自治基本条例における協働 ～自治基本条例第3条第3号～

市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力すること。



## 協働型事業

市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のこと。  
(行政のみで実施するよりも市民活動団体が加わることでより一層の価値を生み出す場合、または市民活動団体が実施する事業に行政が加わり公的資源(場、資金、人材等)を投入することでさらに価値を生み出す場合に実施)  
(「川崎市協働型事業のルール」 P 7)



川崎市協働型事業のルール：参考資料

平成19年度版

# 協働型事業の事例集

## 協働型事業の事例集

平成20年3月

**川崎市**

## 目 次

協働型事業の事例集について .....	1
1 協働型事業事例	
事例① 子ども記者事業 .....	2
事例② かわさき多摩川博 .....	5
事例③ 里山次世代育成事業（磨けば光る多摩事業） .....	8
事例④ 「外国籍及び外国につながる児童・生徒への支援」に関する聞き取り調査 .....	11
（多文化共生のまちづくり事業 市民パートナーシップ事業）	
事例⑤ 市民自主企画事業「おと絵がたり」 .....	14
事例⑥ 高津区協働事業提案事業 .....	17
事例⑦ 生田緑地自然観察会 .....	19
事例⑧ 指定文化財現地特別公開事業 .....	22
事例⑨ 川崎市居住支援制度 .....	24
事例⑩ 井田みずき地区まちづくり協議会の取組み(初動期まちづくり支援) .....	26
2 協働型事業に関するQ&A .....	28



## 協働型事業の事例集について

市民活動団体と行政とが協働で事業を実施する時の基本的な考え方や手順を示した「川崎市協働型事業のルール」（以下「ルール」と言う。）が平成20年2月に策定されました。

このルールを策定する中で、市民活動団体からのヒアリング調査や行政内の事業実態調査、「協働のルール検討委員会(注1)」の検討等を通して明らかになったことは、『協働のやり方はひとつじゃない』ということでした。

つまり、協働は『100の事業があれば100のやり方がある』ため、具体的な実施方法をルールに盛り込むことは難しい。そこで、ルールでは協働で事業を実施する双方が共通の認識をもって取り組むための基本的な考え方を示し、具体的な事業イメージや手法等については、「協働型事業の事例集」（以下「事例集」と言う。）として実際に協働型で取り組まれている事業で示していくこととしました。

さらに、「事例集」として実際の事業を蓄積していくことで、今後の協働型事業のあり方やルール見直しに繋げる資料とできると考えています。そのためにも定期的に事例集を改訂発行していきます。

### ◎事例について

ルールは平成20年4月に適用となりますが、既にルールにある「6つの原則」を当てはめたり意識したりして市民活動団体と行政とで実施している事業が79事業あります(平成19年度実施事業)。まずはその中から参考となる事例を選び、事例集を作成することとしました。

事例には事業の企画から振り返りまでの一通りを載せる必要があることから、前述した79事業の内18年度にも実施した事業の中から10事業を選び、掲載しました。以上のことから、ここに掲載されている事例は基本的には18年度に実施された内容となっています。ただし、他年度の事業内容も触れたほうが分かりやすい事例については、18年度に限っていません。

また、事例は同一フォーマットにより紹介していますが、事業内容等を分かりやすくするため標記の仕方にアレンジを加えているものもあります。

### ◎この事例集への意見について

今後事例集を分かりやすく使いやすいものに改定していくために、事例の項目や掲載の仕方等についてのご意見をいただければと思います。特にQ&Aについては、今後ルールを利用していく中で出てくる市民活動団体や行政からの疑問・事例等を受けながら項目を増やしていく必要があると考えています。事例集への意見、協働型事業についての相談等は4月から設置される協働推進を担う全市的窓口（市民・こども局市民協働推進課で担います）でお受けします。

(注1)川崎市協働のルール検討委員会：平成18年度に協働のルールを検討するために設置された委員会。学識経験者3名、公募委員2名で構成。検討にあたっては市民フォーラムを実施して広く市民の意見を取り入れる等し、平成19年1月に報告書をまとめた。川崎市協働型事業のルールはこの報告書を基に策定されている。

事例①

# 子ども記者事業

## ◆事業の概要

小学6年生～中学3年生までの子どもを対象に子ども記者養成講座を実施し、受講した子どもたちが川崎市内の施設やイベントを取材しインターネット新聞を発行する機会を提供することにより子どもの意見表明・参加の促進をはかる。

## ◆事業の実施者 行政：市民局人権・男女共同参画室

市民活動団体：特定非営利活動法人k-p r e s s

## ◆協働の形態 委託

## ◆協働で事業を行うことになったきっかけ・理由

### ◎市民局人権・男女共同参画室

子ども記者事業を推進するにあたり、インターネット新聞について発行実績がある特定非営利活動法人k-p r e s sと協働し、k-p r e s sが実践する取材方法やホームページ作成の手法を子どもたちに提供することにより、子ども版インターネット新聞の発行が可能になると考えたため。

### ◎特定非営利活動法人k-p r e s s

特定非営利活動法人k-p r e s sは、市民記者による地域情報発信を目的としたインターネット新聞k-p r e s sを発信しており、将来的には、子ども版k-p r e s sの発信をしたいと考えていた。そうした中で、平成17年度に市民局人権・男女共同参画室から「子どもの目線での情報発信」事業について相談があり、その方向性を一緒に模索していこうと考えたため。



## ◆こんな風に協働しました

目的の共有をするために  
行ったこと

- ・事業実施前に、k-p r e s s と打合せを行い、事業趣旨、内容、年間スケジュールの確認を行った。

対等な関係を保つために  
行ったこと

- ・子どもの取材先について、k-p r e s s と意見交換し、検討を行った。
- ・k-p r e s s と連絡を密にし、情報の共有に努めた。
- ・取材先との事前打合せは、k-p r e s s も同席し、行った

相互理解をするために  
行ったこと

- ・取材終了ごとに、k-p r e s s と取材活動についての振り返りと今後の課題についての意見交換を行った。

役割分担はこうしました

### 【人権・男女共同参画室】 の役割

- ・年間事業計画案の検討
- ・取材候補地の選出及び、取材先との連絡調整
- ・子ども記者の募集
- ・子ども記者との連絡調整
- ・場所の確保

### 【k-p r e s s】の役割

- ・取材方法、記事の書き方 写真撮影、ホームページ作成の指導
- ・子ども記者取材活動の補助
- ・取材候補地の選出

透明性・公開性を保つため  
に行ったこと

- ・年度ごとの活動内容や子ども記者が作成したインターネット新聞を市の公式ホームページ上に公開している。



## ◆協働型事業で実施した効果

### ◎市民局人権・男女共同参画室

子ども記者がインターネット新聞を発行するにあたり、実績のあるk-p r e s sと協働し、k-p r e s sが実施しているノウハウを子ども記者に提供することにより、内容、発行回数の充実を図ることができた。また、取材対象の選定についても、k-p r e s sから様々な情報やアイデアをいただき、子ども記者の興味を引くような取材地を選定することができた。また、取材方法や表現方法の指導など専門性を生かして子どもの力を引き出したことで、子どもの表現力アップと自信につながった。

### ◎特定非営利活動法人k-p r e s s

市と特定非営利活動法人k-p r e s sが、それぞれの特性と知識を活かして協働することで、他に類をみない子ども版インターネット新聞が実現できた。市は、学校や関係機関、企業等、幅広い協力を得て事業の実施にあたり、それにk-p r e s sが記事の取材やインターネット新聞の制作・運営についての知識を提供することで、有効な活動が可能になったと思う。

その結果、参加した子どもが、インターネットメディアの特性と魅力を学ぶとともに、普段話を聞くことができない人や施設の取材を通して、社会の学習に役立つ等、教育的効果も得ることができた。同時に、子ども記者が発行したインターネット新聞は、子どもならではの視点で取材・発行され、取材対象となった人や施設について、通常の「おとなメディア」とは違う側面を報道できたことも大きな成果と言えよう。

## ◆課題

### ◎市民局人権・男女共同参画室

子ども記者の活動は、特別な技術が必要になる場面もあり、行政のみで子ども記者の取材活動、ホームページ作成をサポートしていくのは難しいのが現状であり、k-p r e s sの協力が不可欠となっている。

k-p r e s sには活動の趣旨を理解していただき、協力してもらっているが、限られた予算の中での活動なので限界がある。子ども記者の活動に対するフォローについての検討が課題である。

### ◎特定非営利活動法人k-p r e s s

#### ・ホームページ作成の指導場所の確保

ホームページ作成指導にあたり、インターネットに接続できるパソコンを多く利用できる環境が必要となり、場所の確保が課題である。

#### ・子ども記者の自主活動と活動場所の確保

子ども記者が養成講座終了後に継続して活動することにより、取材やホームページ作成の技能を高め、「かわさきキッズタイムズ」の内容を充実させることが可能になると考えており、講座受講者の自主活動の場所と設備を確保することが課題である。



◆協働の流れ

	行政	市民活動団体
準備段階 契約書締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業計画の策定</li> <li>* 仕様書の作成</li> <li>* 協働団体の選定（指名選定委員会）</li> <li>* 契約締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 仕様書の確認</li> <li>* 事業を受託できるかどうかについての検討</li> <li>* 契約締結</li> </ul>
事業実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 子ども記者の募集</li> <li>* 取材候補地の選出及び、取材先との連絡調整</li> <li>* 子ども記者及び家族、学校等との連絡調整</li> <li>* 取材先に出かけて子ども記者活動に対するフォロー</li> <li>* 市ホームページへの掲載手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 子どもの取材先の検討、決定</li> <li>* 事前に取材先を訪れ、事業趣旨説明及び取材打合せ</li> <li>* 子どもに指導できるように事前取材及び写真撮影ポイントの調査</li> <li>* 子ども記者に対し、メディアやインターネットについての基本的な知識、取材や撮影のポイント、方法等について講義</li> <li>* 取材先に出かけて子ども記者に対し、取材や撮影の実地指導</li> <li>* 子ども記者が制作したホームページの修正、リンク貼り等の仕上げ作業</li> </ul>
振り返り段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業報告書の精査、確認</li> <li>* 課題を整理し、今後の事業のあり方についてNPOとともに検討を行う。</li> <li>* 子どもの社会参加の保障という視点での事業評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 受講者の技能やホームページ等についての評価</li> <li>* 事業報告書の作成</li> <li>* 課題を整理し、今後の事業のあり方について行政とともに検討を行う。</li> <li>* 子どもへの支援方法について、行政とともに課題を整理</li> </ul>

## かわさき多摩川博

### ◆事業の概要

イベントなどを通して多摩川に関するいろいろな魅力を発信する事業です。多摩川で行われている環境学習や災害情報、そして歴史・文化などを市民が主体となって紹介する「多摩川わいわいトーク（シンポジウム）」や多摩川の現地調査を兼ねたイベントである「多摩川ウォーク」（平成18年度5回開催、平成19年度6回開催）などを行っています。その他、各区役所や市民活動団体と連携しイベントを行い、多摩川で活動する市民活動団体や環境学習などの発表の場となっています。また市の「多摩川プラン」や「多摩川エコミュージアムプラン」の方向性を確認する機会として活用されています。

### ◆事業の実施者

行 政：環境局緑政部多摩川施策推進課

市民活動団体：特定非営利活動法人多摩川エコミュージアム  
（以下「NPO法人多摩川エコミュージアム」といいます）

- ◆協働の形態 平成18、19年度：共催  
（平成20年度（予定）：委託、共催）



多摩川ウォークの様子

### ◆協働で事業を行うことになったきっかけ・理由

#### ◎多摩川施策推進課

これまでもNPO法人多摩川エコミュージアムは、「ニヶ領せせらぎ館」を拠点として、市の多摩川エコミュージアムプランの一翼を担う活動を行ってきており、ニヶ領せせらぎ館の管理運営等は協働の先進事例として市内外から一定の評価を得ています。市の多摩川エコミュージアムプランの推進事業として平成18年度から新たに事業を実施する際には、協働のパートナーとして役割を期待されていました。

#### ◎NPO法人多摩川エコミュージアム

毎年、市と「多摩川エコミュージアムプラン推進に向けた協働に関する協定書」を締結しており、市の事業に協力する体制が整っている。



シンポジウムの様子



多摩川の屋根船（登戸・柏屋所蔵）

## ◆こんな風に協働しました

目的の共有をするために  
行ったこと

- ・ NPO法人と市は協働のパートナーとして以前から定期的な協議をする場があり、そうした場を活用し、お互いに提案等をする機会が確保されている。

対等な関係を保つために  
行ったこと

- ・ イベント毎に役割や機能分担について協議し、お互いの長所を十分に活用するために調整した。

相互理解をするために  
行ったこと

- ・ 毎月行う定期的な会議のほかにイベント毎に行う打ち合わせにより役割確認を随時行った。

役割分担はこうしました

【多摩川施策推進課】の役割

- ・ イベントの企画・運営
- ・ 情報提供
- ・ 資金提供
- ・ 機材提供

【NPO法人多摩川エコミュージアム】の役割

- ・ アイデア提供
- ・ アドバイス・情報提供
- ・ スタッフ提供
- ・ 広報PR活動

透明性・公開性を保つために  
行ったこと

- ・ 年度毎にホームページに事業報告を掲載。
- ・ イベント毎にアンケートをとり、次に活かす。

## ◆協働型事業で実施した効果

平成18年度に新規事業として実施されましたが、多くの市民の参加、協力により策定されました「川崎市多摩川プラン（平成19年3月策定）」の策定過程において、多摩川プラン策定に携わる市民による現地調査、そして課題認識の場として位置づけられ、多摩川プラン策定作業にリンクして進める必要がありました。そのため行政主導で企画運営がなされてきましたが、NPOの自由な発想とこれまでの多彩なイベント開催の経験、そして活動で培われたネットワークにより、各イベントに行政だけで実施したのでは発揮できない広がりが出来ました。

## ◆課題

市とNPOとの共催という形式ではありましたが、実質的には、市が企画したイベント等の実施段階においてNPOがその持てる資源の中で協力するという形態でしたので、予算などの面において新たなNPOの提案をその年度内の事業で実現することは難しい状況でした。

また、多摩川はさまざまな市民活動が活発に活動しています。そのため企画したイベントに類似したイベントも多く、また、すでにNPOにも年度計画された自主事業があり、時期が重なるなど準備不足となる場合もありました。

こうした課題を改善するためには、事業計画や予算要求作業など行政内部の時間的制約を克服できるように、ある程度の中・長期的な視点のもとで、協働事業として位置づける必要があると考えています。

そして平成20年度の事業実施については、今後3年間は協働事業として位置づけることを前提に、

予算要求段階からNPOと打ち合わせを行い、より具体的で実行性の高い提案を予算要求の内容に盛り込むことができました。

一方、NPOの提案を事業にいかに取り入れるかについては、お互いの力量や他の事業との整合性など行政の専門的判断が必要となる場合があります。事業の本来的目的を共有し、相互理解のもと、行政の責任ある対応が求められます。

また、事業の性格上、協働の評価にあたっては、定量的な客観的基準を求めづらいことから評価のあり方、評価者などをどうするかが課題となります。

#### ◆協働の流れ

	行政	市民活動団体
準備段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業計画の説明、協力依頼</li> <li>↓</li> <li>* 協働の協定書締結に向けた協議</li> <li>* 協働の協定書締結</li> <li>↓</li> <li>* 事業実施委託契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業協力の確認</li> <li>↓</li> <li>* 協働の協定書締結に向けた協議</li> <li>* 協働の協定書締結</li> </ul>
契約書締結まで		↓
事業実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 定例会で年間事業の協議</li> <li>以下、イベント毎に</li> <li>* 投げかけ</li> <li>* 打ち合わせ</li> <li>* 実施依頼</li> <li>* 事前準備</li> <li>↓</li> <li>* イベント実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 定例会で年間事業の協議</li> <li>* 協力体制の確認</li> <li>↓</li> <li>* 打ち合わせ</li> <li>* 依頼による実施体制</li> <li>* 事前準備（役割分担による）</li> </ul>
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 各イベント毎の反省会</li> <li>* 年度終わりの反省会</li> <li>* 次年度に向けた協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 各イベント毎の反省会</li> <li>* 次年度に向けた協議</li> </ul>
振り返り段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業計画の作成</li> <li>↓</li> <li>* 予算要求</li> <li>↓</li> <li>* 協定書の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業提案</li> </ul>

事業実施に平行して

### 事例③

## 里山次世代育成事業(磨けば光る多摩事業)

#### ◆事業の概要

多摩区市民健康の森（東生田緑地）において小学生から大学生を対象に、森の作業体験、道具の使用方法や作業技法等の伝授、及び生息物や樹木等を使用したアート作品の作成による感性教育を内容とした里山学習会等を開催しました。

「磨けば光る多摩事業」概要については「協働で事業を行うことになったきっかけ・理由」をご覧ください。

- ◆事業の実施者 行政：多摩区役所総務企画課  
市民活動団体：日向山うるわし会

- ◆協働の形態 委託



#### ◆協働で事業を行うことになったきっかけ・理由

◎多摩区役所総務企画課

地域における課題が多様化・複雑化していることから、区民自らがこれらを主体的に解決する活動提案を募集し、事業の公益性と将来性を評価したうえで提案者へ委託する多摩区区民提案型委託事業（磨けば光る多摩事業）を実施しました。

◎日向山うるわし会

市民健康の森（東生田緑地）において、次代を担う青少年たちに里山の大切さ、素晴らしさ、楽しさを教え、多世代と協働することによって里山保全の技術を伝え、自然に敬意を払う感性を育むことを目的に「里山次世代育成事業」を提案し、公開プレゼンテーションによる審査のうえで選定され、事業を行うこととなりました。

#### ◆こんな風に協働しました

目的の共有をするために  
行ったこと

- ・行政から「区民自らが地域課題を発見し、その解決に向けた活動を提案する」という多摩区区民提案型委託事業（磨けば光る多摩事業）の趣旨を説明しました。
- ・事業提案書の提出や審査会の開催に際して、事業の企画提案内容について相談しました。

対等な関係を保つために  
行ったこと

- ・事業の企画提案内容について相談する際、単に委託事業の指示・監督ということではなく、対等な立場での意見交換を行いました。
- ・契約内容や契約額について調整する際、共に必要経費について考えるなど対等な立場での意見交換を行いました。

相互理解をするために  
行ったこと

- ・事業を実施していく中で、事業の進め方や関係者との調整の仕方、広報の方法などについて、電話や電子メールなどを利用して頻繁に意見交換を行いました。
- ・事業の執行を監督するだけでなく、行政職員も積極的に事業に参加し、事業の展開方法について考えました。



## 役割分担はこうしました

### 【多摩区役所総務企画課】

の役割

- ・ 事業の広報
- ・ 事業の報道対応
- ・ 経費の支払い

### 【日向山うるわし会】の役割

- ・ 事業参加者との調整
- ・ 事業の企画・進行管理
- ・ 事業終了後における総括

透明性・公開性を保つために行ったこと

- ・ 市政だよりやホームページを通じて事業提案者を公募しました。
- ・ 事業提案者によるプレゼンテーションや事業終了後の報告会を公開で開催しました。
- ・ 多摩区役所ホームページを通じて事業の進捗状況を区民に報告しました。



## ◆協働型事業で実施した効果

### ◎多摩区役所総務企画課

多摩区区民提案型委託事業（磨けば光る多摩事業）としては初めての事例となりましたが、里山保全活動と青少年育成の連携という行政とは異なる視点からの地域課題解決を図ることができ、有意義でした。

### ◎日向山うるわし会

事業に小学生から大学生までが参加することにより、これまで高齢者が中心であった里山保全活動についてネットワークを広げることができました。

## ◆課題

### ◎多摩区役所総務企画課

今後も当事業と同程度の密度をもった活動提案を受けられるよう、多摩区区民提案型委託事業（磨けば光る多摩事業）の内容を精査していく必要があります。

### ◎日向山うるわし会

事業を通じて培うことのできた交流のネットワークについて継続していけるような仕組みを構築していく必要があります。

◆協働の流れ

	行政	市民活動団体
準備段階 契約書締結まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 多摩区区民提案型委託事業（磨けば光る多摩事業）の募集開始</li> <li>* 里山次世代育成事業の企画提案内容について、多摩区区民提案型委託事業（磨けば光る多摩事業）の制度趣旨を踏まえながら日向山うるわし会と相談</li> <li>* 多摩区区民提案型委託事業（磨けば光る多摩事業）の審査会を実施、里山次世代育成事業を選定</li> <li>* 日向山うるわし会と委託契約を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 多摩区区民提案型委託事業（磨けば光る多摩事業）として里山次世代育成事業を提案</li> <li>* 里山次世代育成事業の企画提案内容について、地域や日向山うるわし会の現状、目指すべき将来像を見据えながら行政と相談</li> <li>* 公開プレゼンテーションにおいて、里山次世代育成事業を説明</li> <li>* 行政と委託契約を締結</li> </ul>
事業実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市政だより多摩区版12月1日号に日向山ぼっこ祭りの記事掲載</li> <li>* 多摩区市民健康の森（東生田緑地）における事業に適宜参加</li> <li>* 多摩区役所ホームページに事業の進捗状況を適宜掲載</li> </ul>	<p>主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 土淵保育園における自然観察</li> <li>* 東生田小学校における里山学習</li> <li>* ひなた山ぼっこ祭りに小学生が参加</li> <li>* 東生田小学校の里山学習発表会</li> <li>* 中学生・高校生・大学生のための里山実習会</li> </ul>
振り返り段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 委託事業報告書及び委託事業決算書の内容確認</li> <li>* 多摩区区民提案型委託事業（磨けば光る多摩事業）の報告会を実施</li> <li>* 委託料の支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業終了後、委託事業報告書及び委託事業決算書を提出</li> <li>* 公開の場で、里山次世代育成事業の実施結果を報告</li> </ul>





## 事例④ 多文化共生のまちづくり事業 市民パートナーシップ事業

### 「外国籍及び外国につながる児童・生徒への支援」に関する聞き取り調査

#### ◆事業の概要

##### 【市民パートナーシップ事業】

国や地域、民族、文化、習慣などのさまざまな違いから悩みを抱える外国人市民が積極的に区のまちづくりに参加できるようにするため、当事者（外国人市民やその支援者、ともに活動する人など）の視点で区民ニーズや課題を掘り起こし、問題の改善に視点を置く企画提案公募型の「多文化共生パートナーシップ事業」を実施する。

##### 【「外国籍及び外国につながる児童・生徒への支援」に関する聞き取り調査】

麻生区内の外国人児童と生徒の保護者、また日本語学習及び教科学習の支援に携わる関係者から、それぞれの立場で子どもたちの現状について聞き取り調査を行う。その結果から、麻生区の教育現場でどのような学習・日本語支援が必要とされているか、最近の外国人の在籍状況を確認する。それを踏まえ、地域の力をどのように活用できるか考え、提案する。

#### ◆事業の実施者 行 政：麻生区役所区民協働推進部地域振興課

市民活動団体：木村邦子、村井直子

#### ◆協働の形態 委託

#### ◆協働で事業を行うことになったきっかけ・理由

##### ◎麻生区役所地域振興課

多文化共生のまちづくり事業 市民パートナーシップ事業の公募による

##### ◎市民活動団体

「外国籍及び外国につながる児童・生徒への支援」を行政で組織的に運営する事を目的に、市民パートナーシップ事業の企画提案をした。

#### ◆こんな風に協働しました

目的の共有をするために  
行ったこと

・支援が必要な子どもたちの現状を行政に説明し、共通認識をもってもらうように努力した。

対等な関係を保つために  
行ったこと

・市民と行政の調査に関わる仕事の分担を明確にした。  
例：（行政）学校への調査協力の依頼文。行政だけがもっている情報の提供。（市民）インタビュー実施、報告書の作成

相互理解をするために  
行ったこと

・場面に応じて話し合いを持ったり、メールや電話等を使って連絡を取り合うなど、数多く意見交換をする場を設けた。

## 役割分担はこうしました

### 【麻生区役所地域振興課】

の役割

- ・ インタビュー対象者への依頼文の送付
- ・ 有識者（アドバイザー）と市民活動団体との仲立ち
- ・ 資料提供及び報告書等内容チェック
- ・ 進捗状況把握

### 【木村、村井】の役割

- ・ インタビュー訪問
- ・ 対象者へのアポとり
- ・ 報告書作成
- ・ 資料集め

透明性・公開性を保つために行ったこと

- ・ 市民パートナーシップ事業として企画の公募を行った。
- ・ 事業報告書作成後、関係者に送付した。
- ・ 関係者のみであったが、報告会を開催した。

## ◆協働型事業で実施した効果

### ◎麻生区役所地域振興課

行政だけでは見えにくい、生活や実際の体験から見える実態を市民の目線で明らかにし、評価したことで、行政の所管課だけでは捉えにくい行政内部の横の連携を可能にできたこと。

### ◎木村、村井

問題点が調査によって具体的に見え、行政サイドにも認識されお互いの今後の活動が期待できるようになったこと。

## ◆課題

### ◎麻生区役所地域振興課

- ・ 報告を受けて、実際に課題解決に向けた取り組みができるか、報告書としてまとめるだけで完結しないように成果を導くことが課題である。
- ・ 予算財務、契約に関する行政の考え方が市民にとっては分かりにくく、双方に不満を残してしまった。人件費や業務方法変更に伴う予算変更の可否などの整理が必要である。

### ◎木村、村井

調査前の準備段階で、役割分担があいまいな点（印刷業務、予算の説明不足）があったこと。応募結果の公表と事業報告会開催の知らせを広報ですること。

◆協働の流れ

	行政	市民活動団体
準備段階 契約書締結まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市民パートナーシップ事業の企画を公募</li> <li>* 応募書類の受理</li> <li>* 企画提案評価委員会の開催</li> <li>* 審査の結果報告及び提案者との意思確認</li> <li>評価委員会での意見による企画提案書の変更や委託料の調整</li> <li>* 事業委託契約の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 応募書類の記入</li> <li>* 提出時に企画(調査)について口頭で説明</li>       <li>* 事業委託契約の締結</li> </ul>
事業実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 進捗状況把握</li> <li>* インタビュー対象者への依頼文の送付</li> <li>* 有識者（アドバイザー）と市民活動団体との仲立ち</li> <li>* 資料提供及び報告書等内容チェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* アンケート項目作成</li> <li>* 契約後、調査方法について有識者からのアドバイスをいただき、方法を変更（予算変更はできなかった。）</li> <li>* インタビュー項目作成</li> <li>* インタビュー協力者へ依頼</li> <li>* インタビューの実施</li> <li>* 資料収集</li> <li>* 学識者からのアドバイスをいただきながら報告書の作成</li> </ul>
振り返り段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業報告会（提案者の報告に対する有識者による助言、評価）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 関係者へ報告書の送付</li> <li>* 事業報告会に出席</li> <li>* 報告のみで終了せず、今後の動きにつなげてほしい旨を行政へ要望した。</li> </ul>

## 市民自主企画事業「おと絵がたり」

### ◆事業の概要

本事業は、中原市民館の市民自主企画事業として実施されたもので、大型影絵（透明のフィルムに不透光の絵具を塗り投影する）と音楽と語りを使ったオリジナルの手法である「おと絵がたり」で、地域に伝わる物語等を中心に作品化を行い、物語の世界や郷土の文化に親んでもらうボランティア活動の基盤づくりを行うと共に、平成19年度は、小学校との連携をはかり、「おと絵がたり」を通して地域住民と学校との交流が図れるような事業を行うものである。

#### ◎市民自主企画事業について◎

暮らしやすい地域づくりを目指し、地域の特性に応じた生涯学習・文化芸術の振興や市民の交流・ネットワーク活動など、多様な形態の学習事業を市民からの提案をもとに市民と各館が協働で事業を実施し、地域の課題解決を図ると共に協働することで市民の参画力を高めるものであり、提案が承認されてそのまま事業化するものでなく、より公共性の高い内容とするために市民館と実施グループが話しあい、協働しながら事業を実施するものである。

- ◆事業の実施者 行 政：教育委員会川崎市中原市民館  
市民活動団体：おと絵がたりの会

- ◆協働の形態 委託

- ◆協働で事業を行うことになったきっかけ・理由

#### ◎教育委員会中原市民館

本事業実施グループからの提案を受けたものであるが、地域の昔話を中心として作品化を行い、発表することで地域への関心・愛着を育み、併せて地域から発信する「文化づくり」を行うことが出来ると考えたことによる。また、小学校と連携を図った事業展開を行うことで、地域住民と学校等との交流が図れると考えたことによる。

#### ◎おと絵がたりの会

- ・地元の住吉小学校の読書ボランティア活動から始まった「おと絵がたり」という方法を用いて地域の昔話などを一緒に味わうことでお話のすばらしさや、このような活動を大人も子どもも一緒になって行っていく良さや楽しさを伝え、川崎にも面白いことがある事を発信して、更に地域活動の輪を広げようと考えたことによる。
- ・地域の人達、小学校の先生、子ども達が一つの輪になって作品を作り上げ、練習し、発表し、その成果を地域と共有したいと考えたためである。



## ◆こんな風に協働しました

### 目的の共有をするために行ったこと

- ・「学級・講座づくりハンドブック～市民協働による社会教育のために～」を配布。本事業の趣旨の理解と事業の進め方を説明し、意識の共有を図った。
- ・事業の目的やねらい・内容、スケジュールについて協議を行った。



### 対等な関係を保つために行ったこと

- ・事業内容等を確認し、協議を行った。
- ・連絡を密に取り合い情報の共有に努めた。

### 相互理解をするために行ったこと

- ・些細な疑問点でも電話・パソコンや携帯メール・FAXで連絡を取り合った。
- ・市民館職員も可能な限り練習に立会い、進捗状況を確認し、練習後に打合せを行うなど話し合いの機会を多く持つように心がけた。

### 役割分担はこうしました

#### 【教育委員会中原市民館】 の役割

- ・イベント実施のための企画メンバーの募集・イベントについての広報
- ・会場確保
- ・イベントに対する問い合わせについての対応

#### 【おと絵がたり】の役割

- ・小学校との参加内容・日程等の調整
- ・他の参加団体への出演に関する調整
- ・演目の練習や本番への対応準備

### 透明性・公開性を保つために行ったこと

- ・事業を実施するにあたり、より多くの意見を取り入れるために企画メンバーの募集を行った。
- ・イベントの広報を広く行った。
- ・事業終了後に報告書の作成及び事業報告会での報告を行った。また、市民活動関連のイベントに積極的に参加するとともに、その成果をパネルで掲示した。

## ◆協働型事業で実施した効果

### ◎教育委員会中原市民館

- ・開発が進み、新しい住民も増加傾向にある中原区の中で、地域の昔話を作品化し紹介することで地域を知ってもらい、関心を育むことが出来た。
- ・小学校からは、生徒の演奏、コーラスだけではなく先生方の出演及び作品の曲作りでも参加してもらうことで、「おと絵がたりの会」「小学校」「市民館」と連携し、充実したイベントを市民に提供することが出来た。

### ◎おと絵がたりの会

- ・小学校の読書ボランティア活動の枠から飛び出し、市民自主企画事業という公共の場で、多くの方に「おと絵がたりの会」の取り組みや活動を知ってもらうことが出来た。また、練習の様子や公演を見た人の中から、実際に自分の子どもの学校で読書ボランティア活動を立ち上げる人が現れるなどこのような活動の地域への広がりのおかげを作った。
- ・事業の進め方を学ぶと共に息の長い市民活動を続けるために必要な課題を学んだ。

- ・市民館からの広報手続きにより多くの人に「おと絵がたり」の活動を知ってもらうことが出来た。特に、区外への紹介も積極的に行っていたことにより、更に活動の場が広がった。

#### ◆課題

##### ◎教育委員会中原市民館

更に「おと絵がたり」の活動をどのように発展させ、地域に還元してもらうか、また、今後市民活動グループとして、より自立した活動をどのように支援するかが課題である。

##### ◎おと絵がたりの会

中原区での活動を中心にを行い、市民自主企画事業に携わりながらも、他の地域での活動発表の場が広がり、広く活動を発信する時期に入り、演目の充実や練習などに多くの人手と時間が必要となっている。良い形で参加や協力体制を作り上げながら、より充実した活動を行い、どのような方法でその成果を地域に還元するか、また、長く地域で必要とされる市民活動グループとして、より自立した活動をどのように行うかも課題となっている。

#### ◆協働の流れ

	行政	市民活動団体
準備段階 契約書締結まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市民自主企画事業の提案募集の広報</li> <li>* 市民自主企画事業の提案書受付</li> <li>* 市民自主企画事業提案会開催</li> <li>* 事業実施団体の決定</li> <li>* 事業の内容・スケジュール等の詳細についてグループと話し合う</li> <li>* 委託契約に係る事務手続きの説明</li> <li>* 契約締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市民自主企画事業提案会に向けての話し合いと提案書の作成</li> <li>* 市民自主企画事業の提案書を提出</li> <li>* 提案会への参加</li> <li>* 事業の内容・スケジュール等の詳細について市民館と話し合う</li> <li>* 委託契約に係る事務手続きの確認</li> <li>* 契約締結</li> </ul>
事業実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業実施に向けての企画メンバーの募集広報</li> <li>* 打合せに出席・助言</li> <li>* 練習への立会い・助言</li> <li>* 行政関係機関等へのチラシ配布（夏・秋2回）</li> <li>* 市政だより掲載手続き</li> <li>* 市ホームページ・ふれあいネット生涯学習情報への掲載手続</li> <li>* 舞台でのセッティングの検討</li> <li>* 市民館だより・市民館ホームページへの掲載</li> <li>* 当日の進行の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 学校への連絡・調整、作品の検討・メンバーの役割分担</li> <li>* 演目の作品化</li> <li>* 出演団体への連絡・調整</li> <li>* チラシの作成</li> <li>* 練習</li> <li>* おと絵がたりの会ホームページ作成</li> <li>* 舞台でのセッティングの検討・準備</li> <li>* 当日の進行の決定</li> <li>* リハーサル</li> </ul>
振り返り段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 実施団体と成果と課題を確認整理し、今後のあり方についても話し合う。</li> <li>* 事業報告書作成について再説明</li> <li>* 市民自主企画事業としての事業評価</li> <li>* 事業報告書の確認・受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 課題を確認し、今後の事業のあり方について市民館を交えて話し合う</li> <li>* 事業報告書の作成・提出</li> <li>* 事業報告会での報告及びその成果をパネルで掲示する。</li> </ul>

# 高津区協働事業提案事業

## ◆事業の概要

市民から地域課題の解決につながる事業提案を募り、公開プレゼンテーションを経て、外部の有識者で構成される選考委員会において、実際に実施する提案を選考する。選考された事業は、提案した団体と区役所が協働で事業を実施し、地域課題の解決を図る。事業提案の募集から選定までは、事業を実施する年度の前年度に行う。

## ◆事業制度の実施者 高津区役所総務企画課

平成19年度事業の実施者 行政：高津区役所こども総合支援担当、高齢者支援課、地域振興課  
 (事業は平成18年度に選考され、行政担当者でマッチングした。) 市民活動団体：特定非営利活動法人フリースペースたまりば  
 子育てささえあいネットワーク満  
 ぐるーぷ  
 高津シルバーガイドの会

## ◆協働の形態 委託

## ◆協働で事業を行うことになったきっかけ・理由

地域の課題、市民のニーズすべてに行政がきめ細かく対応することは困難である一方、市民活動団体における公益的な活動は活発である。そのような状況の中、地域課題の解決のために市民の発想と実行力を活用したいと考えたため。

## ◆こんな風に協働しました

目的の共有をするために  
行ったこと

- ・事業を開始する前に行政（所管課と総務企画課）と団体が打ち合わせを行い、目的の共有化を図った。必要があれば、事業実施中も確認を行う。
- ・中間報告を行い、その中で再度、確認する。

対等な関係を保つために  
行ったこと

- ・契約書の内容を対等な立場となるよう心がけ、市民活動団体に確認しながら、契約書を作成した。

相互理解をするために行  
ったこと

- ・事業を開始する前に行政（所管課と総務企画課）と団体が打ち合わせを行い、事業の実施方法等をお互いに確認した。
- ・中間報告を行い、その中で再度、確認する。

役割分担はこうしました

【区役所】の役割

- ・情報、ノウハウの提供
- ・会議室の確保
- ・市政だより、ホームページで広報の協力
- ・関係機関等の連絡調整

【提案団体】の役割

- ・事業の企画
- ・主体的な事業運営
- ・事業の広報

透明性・公開性を保つために  
行ったこと

- ・団体の選考について、公開プレゼンテーションを行った。
- ・選考結果、事業の実施状況を市政だより、ホームページで公表した。

◆協働型事業で実施した効果

市民の視点から事業を実施することができ、市民のニーズにあった事業を展開できる。また、行政では手の行き届かない分野において、事業を実施していることから、きめ細かいサービスを提供することができる。

◆課題

- ・所管課が協働の受け手として、人員体制が不十分である。
- ・行政の役割としては、広報、場所の提供などが多く、事業を実施していく上で協働性を高める必要がある。
- ・市民活動団体と行政との間で公共性に対する考え方に差異が生じることがある。

◆協働の流れ

	行政	市民活動団体
準備段階 契約書締結まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業提案を募集</li> <li>* 提案内容について、所管課と調整</li> <li>* 公開プレゼンテーションの開催</li> <li>* 外部有識者による選考</li> <li>* 提案団体へ選考結果を通知</li> <li>* 選定された団体と契約内容（事業目的、役割分担など）に関する打合せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業を企画し、高津区に提案</li> <li>* 公開プレゼンテーションへの参加</li> <li>* 選定結果を受ける</li> <li>* 行政と契約内容（事業目的、役割分担など）に関する打合せ</li> </ul>
事業実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 団体と事業内容に関する打合せ</li> <li>* 広報（市政だより、ホームページ）の協力</li> <li>* 区役所会議室の提供</li> <li>* 関係機関との調整</li> <li>* 情報提供、アドバイス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 行政と事業内容に関する打合せ</li> <li>* 事業の企画</li> <li>* 事業の主体的な運営</li> <li>* 団体独自の広報媒体を活用した事業のPR</li> </ul>
振り返り段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 年度途中（事業内容の半分程度を執行した時点）で提案団体から中間報告を受ける。（中間報告については別紙参照）</li> <li>* 事業終了後に最終報告を受けるとともに、事業評価を行う。また、最終報告については、公開で行う予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 年度途中（事業内容の半分程度を執行した時点）で行政へ中間報告を提出する。</li> <li>* 事業終了後に最終報告を提出するとともに、事業評価を行う。また、最終報告については、公開で行う予定。</li> </ul>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     ※「振り返り段階」については、今後の実施予定です。                 </div>		



## 生田緑地観察会

### ◆事業の概要

青少年科学館が位置する生田緑地をフィールドとして、より多くの市民に身近な自然への理解を戴くために、毎週日曜日の午前で開催し、誰でも無料で予約なしに参加できる自然観察会。既に10年程の実績があり、平成18年度は年間47回計画し、種子植物(11回)、シダ植物(3回)、雑木林(2回)、野鳥(8回)、昆虫(9回)、クモ(2回)、土壌動物(2回)、地層(3回)、キノコ(2回)の観察会を開催し、6回は雨天中止としたが合計904名の市民が観察会に参加した。

### ◆事業の実施者 行政：教育委員会川崎市青少年科学館

市民活動団体：特定非営利活動法人かわさき自然調査団

### ◆協働の形態 委託

### ◆協働で事業を行うことになったきっかけ・理由

#### ◎川崎市青少年科学館

青少年科学館は、宇宙を含む川崎の身近な自然について学ぶことから、生涯学習を生涯活動へ結びつけ、自己実現する市民を育成し地域発展の一翼を担うことを使命としている。川崎市唯一の自然系博物館として市民協働の本事業は館の使命と合致していたため。

#### ◎特定非営利活動法人かわさき自然調査団

1982年に青少年科学館が自然系博物館に登録されたのを契機に、市民の力で川崎の自然を調査・記録するべく市民ボランティアを公募し、1983年から市民と専門家と行政による自然調査活動を始めた。この調査は川崎市自然環境調査として継続され、第3次川崎市自然環境調査では生田緑地についての調査を集中して実施した。この調査を踏まえて、生田緑地の自然についての啓発活動として生田緑地観察会を始めた。これらの活動の主体である市民と専門家の組織化を図ったものが、現在のかわさき自然調査団であり、団体となることで対等の関係のベースを得た。



### ◆こんな風に協働しました

目的の共有をするために  
行ったこと

- ・年間計画の協議
- ・話し合いを行い、生田緑地観察会の基本指針を決めた。

対等な関係を保つために  
行ったこと

- ・個人的に業務を依頼することのないようにして、可能な限り団体と団体との協議調整という手続きをとるようにした。

相互理解をするために  
行ったこと

- ・生田緑地観察会に特定してのことではないが、青少年科学館職員とかわさき自然調査団の主要メンバーとの定期的な話し合いの機会をつくった。

## 役割分担はこうしました

### 【青少年科学館】の役割

- ・ガイド講師謝金の負担
- ・観察会の広報
- ・観察会受付
- ・必要な用具の貸出
- ・一般来園者への配慮

### 【かわさき自然調査団】の役割

- ・スケジュール等の企画、ガイド講師の調整
- ・観察会資料の編集、印刷
- ・観察会ガイド
- ・業務報告書提出
- ・ホームページ作成

## 透明性・公開性を保つために行ったこと

- ・かわさき自然調査団のホームページおよびメールマガジン等を使って、スケジュール案内および観察会の様子について適宜報告しているほか、NPO 法人として毎年度の事業報告を公開している。
- ・観察会の様子を科学館だより等で報告した

## ◆協働型事業で実施した効果

### ◎川崎市青少年科学館

毎週日曜日、季節に関わらず年間47回（雨天中止を含む）の観察会を、僅かの予算で開催できた。

毎週日曜の観察会を実施することにより多くの市民が自然に関心を持つことができ、青少年科学館の教育普及活動の一翼を担っている。

### ◎特定非営利活動法人かわさき自然調査団

各講師は、観察会講師を担当することで、社会的に有用な活動をしているという満足感を得られる。

## ◆課題

### ◎川崎市青少年科学館

青少年科学館職員が異動により交代しても、調査団との協働を理解し本事業を円滑に実施すること。

### ◎特定非営利活動法人かわさき自然調査団

当該事業の予算がガイド講師に対するボランティア謝金で積算されていたこと、青少年科学館主催の他の生田緑地における観察会との重複などが課題としてあげられ、両者協議の結果、平成19年度は毎月第1～3日曜日、年36回とした。

観察会で使う用具類は青少年科学館が用意することになっているが、その機能が不十分であったり、適切でないことがある。

雨天時に室内での勉強会に変更できる態勢が必要と考えている。

行政から提示される契約書の記載事項は公平性に欠ける傾向にあるが、責任の質と責任能力に充分配慮される必要がある。

現在の青少年科学館は「宇宙を含む川崎の身近な自然について学ぶことから、生涯学習を生涯活動へ結びつけ、自己実現する市民を育成し地域発展の一翼を担うこと」を使命としていると考えているようであるが、この発想が既に市民の上に行政があるとするもので“対等の原則”に馴染まないものである。

市民活動は組織化され、NPO 法人格を取得して、継続的活動を行う団体として法的にも認められている。行政は組織としては永続的ではあるが、人事異動があり、人的資質の変化、情報の不連続性など実質的な活動という視点からみると継続的でないことが多い。

特に、生田緑地で長年月調査活動をしている市民と青少年科学館に勤務している職員とでは、生田緑地の自然についての知識量は市民の方が上回っている。そうした状態を前提として当該事業における役割分担を考えなければならない。

◆協働の流れ

	行政	市民活動団体
準備段階 契約締結まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 年間計画の作成</li> <li>* 事業予算の確保</li> <li>* 主催者としての広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 前年度8～9月期に翌年度の観察会の基本方針と予算について協議している。</li> <li>* 年間スケジュールを作成し、各観察会のガイド担当講師の調整を実施している。</li> <li>* 年間スケジュールを「かわさき自然調査団」のホームページに掲載している。</li> </ul>
事業実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 開催進行補助</li> <li>* 観察会における参加者および講師ボランティアの安全確保</li> <li>* 必要な用具類の提供</li> <li>* 雨天時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 各観察会のガイド担当講師が、当該観察会の下調べを行っている。</li> <li>* 各観察会のガイド担当講師が、当該観察会の配布資料を作成している。</li> <li>* 各観察会のガイドを担当講師が実施している。</li> <li>* 各観察会のガイド担当講師が、その観察会の報告書を作成し、青少年科学館に提出している。</li> </ul>
振り返り段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 年間事業報告書の作成</li> <li>* 次年度事業計画の作成</li> <li>* 事業報告書の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 各観察会開催後の振り返りを次回以降の観察会に活かすようにしている。</li> <li>* 年間通して、契約事業についての振り返りは、予算協議の過程における話し合いの際に行っている。</li> </ul>



# 指定文化財現地特別公開事業

## ◆事業の概要

川崎市域にある民間所有の指定文化財（登録文化財を含む）は、常時公開されていないものもあります。当事業は、市民の皆様へ文化財保護への理解を深めていただき、文化財に親しんでいただくことを目的として、このような文化財を各文化財所有者の同意と協力を得て公開する事業です。公開にあたっては文化財に造詣の深いボランティアと協力しています。

## ◆事業の実施者 行政：教育委員会生涯学習部文化財課

市民活動団体：川崎文化財友の会・多摩文化財愛護ボランティア

## ◆協働の形態 共催

## ◆協働で事業を行うことになったきっかけ・理由

### ◎教育委員会文化財課

川崎文化財友の会、多摩文化財愛護ボランティアとも文化財ボランティアの豊富な実績を持つ団体であるため、平成2年の当事業開始時より協力をお願いしました。

### ◎市民活動団体

昭和 53～55 年度の教育委員会主催による婦人ボランティア講座を受講し、修了した後に自主グループを作り、文化財についてのボランティア活動をしていましたが、文化財公開への行政からの協力依頼があり、自分達の活動の方向性とも合っていたため、協力を行いました。



## ◆こんな風に協働しました

目的の共有をするために  
行ったこと

- ・ 現地公開事業の準備等に関するミーティングの開催
- ・ 公開対象文化財への理解を深める事前学習会の開催

対等な関係を保つために  
行ったこと

- ・ 公開対象文化財、公開日等の企画段階から協力団体と話し合いを行った。
- ・ 話し合いの中で役割分担を明確にした。

相互理解をするために  
行ったこと

- ・ ミーティングにおける意見交換

役割分担はこうしました

### 【教育委員会文化財課】の役割

- ・ 関係社寺・学識経験者等との連絡調整
- ・ 物品調達
- ・ 広報
- ・ 公開当日の責任者

### 【市民活動団体】の役割

- ・ 公開当日の文化財の保安・監視
- ・ 文化財の解説
- ・ 見学者の誘導 等

透明性・公開性を保つために  
行ったこと

- ・ 行政側から団体へ、準備の進行状況等について細かく情報開示した。
- ・ 事業実施について、ホームページ、市政だよりなどを利用し、周知した。

## ◆協働型事業で実施した効果

### ◎教育委員会文化財課

多くのボランティアの方々が当日現地で参加者の誘導・監視にあたってくださったことにより、文化財の保安に関してより配慮の行き届いた公開事業を実施できました。また、計画・準備段階から、豊富な経験を基にしたアドバイスをいただき、よりよい企画を立てることができました。

### ◎市民活動団体

対象文化財についての事前学習などがあり、公開中の協力が順調に行われました。

## ◆課題

### ◎教育委員会文化財課

文化財に造詣の深いボランティア団体は未だ少数であるため、現地公開事業の発展のためにも文化財に係る市民活動団体の養成が課題です。

### ◎市民活動団体

文化財ボランティアを構成しているメンバーが高齢化しているため、若い人の養成が急務です。

## ◆協働の流れ

	行政	市民活動団体
準備段階 契約締結まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 公開対象文化財・公開日等について文化財ボランティア団体と話し合い決定。</li> <li>* 決定した公開対象文化財を所有する社寺等と連絡調整し、その結果を文化財ボランティア団体へ報告。</li> <li>* 物品調達・広報を担当。</li> <li>* 事前学習会とミーティングの開催により、事業目的の共有、役割分担の明確化、意見交換を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 公開対象文化財・公開日等について行政と話し合い決定。</li> <li>* 文化財課の準備・連絡調整の報告を受け、場合によって意見を提供。</li> <li>* 公開対象文化財についての学習を深める。</li> <li>* 事前学習会・ミーティングに参加し、文化財課と事業目的を共有し役割分担を把握する。また、これまでの経験や文化財に関する知見をもとに、文化財課へアドバイスを行う。</li> </ul>
事業実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 前日準備（物品搬入等）</li> <li>* 当日公開開始前、早朝ミーティング（一日の流れとローテーション、役割の確認）</li> <li>* 公開開始後、現地責任者として、事業全体を監督</li> <li>* 公開講座の司会進行</li> <li>* 公開終了後、物品の片付け・アンケートの取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 当日公開開始前、早朝ミーティングにて、ローテーション・役割等の確認</li> <li>* 公開開始後、以下の役割を分担               <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保安・監視</li> <li>・文化財の解説</li> <li>・見学者の誘導</li> <li>・資料配布、アンケート回収等</li> </ul> </li> <li>* 公開終了後、物品の片付け・アンケートの取りまとめ</li> </ul>
振り返り段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ミーティングにおいて、文化財ボランティア団体と公開事業の反省点や改善点について、アンケート結果などを参考にしながら意見交換し、今後の企画・運営に反映させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ミーティングにおいて、文化財課と公開事業の反省点や改善点について、アンケート結果などを参考にしながら意見交換し、今後の活動に反映させる。</li> </ul>



# 川崎市居住支援制度

## ◆事業の概要

民間のアパートなどを借りるときに、高齢者、外国人、障害者等が、連帯保証人を見つけるのが困難な場合に、市が協定を結んでいる保証会社を紹介し民間賃貸住宅への入居を支援する制度で、原状回復費や家賃滞納時の保証、支援団体による居住支援を行います。

## ◆事業の実施者 行政：まちづくり局市街地開発部住宅整備課

市民活動団体：特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター

特定非営利活動法人KAWASAKI精神保健福祉事業団

社会福祉法人幸ヒューマンネットワーク

社会福祉法人川崎ふれあいの会

特定非営利活動法人ピアたちばな

社会福祉法人アピエ

社会福祉法人弥生会

特定非営利活動法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会

<他 5団体>



制度のマーク

## ◆協働の形態 事業協力

## ◆協働で事業を行うことになったきっかけ・理由

高齢者、外国人、障害者等が民間賃貸住宅を借りるときの保証人の代行制度として、単に家賃滞納時などの金銭保証だけでなく、病気、事故、近隣とのトラブルなどの発生時の対応を行っているが、外国語の通訳や精神障害に起因したトラブル発生時の対応をすべて市が行うことに限界があった。一方、外国人や精神障害者の生活を支援する団体にとっても、住宅の確保が非常に大きな課題であったため、互いに協力して入居者の居住支援を行うこととなった。

## ◆こんな風に協働しました

目的の共有をするために  
行ったこと

・条例や要綱など事業の目的を  
事前に説明している。

対等な関係を保つために  
行ったこと

・互いの役割を明確化するた  
め、協定書を締結している。  
・相手の状況に応じて役割分担  
を柔軟に対応している。

相互理解をするために  
行ったこと

・互いの業務内容の説明や見学  
などを行っている。

役割分担はこうしました

【住宅整備課】の役割

・居住支援の協力  
・不動産店の紹介  
・保証手続き

【市民活動団体】の役割

・制度利用者へ制度の説明  
・入居者の見守り  
・トラブル発生時の対応

透明性・公開性を保つために  
行ったこと

・支援団体は随時公募してい  
る。  
・制度についてホームページで  
紹介している。

◆協働型事業で実施した効果

市は、入居者の支援を就業時間外での対応を支援団体に依頼でき、入居者も普段付き合いのある支援団体から支援を受けることで安心して生活をできるメリットがあった。また、支援団体についても住宅を探す場合に市の協力が得られることで、スムーズに入居先を探すことができているようだ。

◆課題

夜間や休日時に対応を求められる場合もあり、支援団体の負担となる場合があるようだ。また、支援団体と付き合いがないことで制度が利用できない利用希望者もいるため、さらに多くの支援団体との協定を締結する必要がある。

◆協働の流れ

	行政	市民活動団体
準備段階 契約書締結まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 支援団体は随時募集</li> <li>* 制度説明を行う。</li> <li>* 協定書の内容説明</li> <li>* 協定書締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 行政への問合せ</li> <li>* 団体の事業概要の説明を行う。</li> <li>* 協定書の内容確認</li> <li>* 協定書締結</li> </ul>
事業実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 制度利用希望者の協議申請書等の確認</li> <li>* 制度利用希望者との面接の実施</li> <li>* 協議結果通知書の発行</li> <li>* トラブル発生時の支援</li> <li>* 制度の更新手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 制度利用希望者からの依頼</li> <li>* 協議申請書及び必要書類の提出</li> <li>* 制度利用希望者との面接の実施</li> <li>* 不動産店で住宅探し</li> <li>* 入居あっせん紹介状の発行</li> <li>* 入居後の見守り</li> <li>* トラブル発生時の支援</li> </ul>
振り返り段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 支援状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 支援状況の報告</li> </ul>



## 井田みすぎ地区まちづくり協議会の取組み

### ◆事業の概要

住民発意による初動期のまちづくり活動に対し、専門コンサルの派遣支援をし、住民、市及びコンサルタントが役割分担のもと、協働で初動期のまちづくり活動を推進するもの。

### ◆事業の実施者 行政：まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課

市民活動団体：井田みすぎ地区まちづくり協議会（以下「協議会」といいます）

### ◆協働の形態 事業協力

### ◆協働で事業を行うことになったきっかけ・理由

#### ◎景観・まちづくり支援課

お住まいの地域のまちづくりに関する市民からの相談が多く、個別に対応していたが、住民発意のまちづくり活動に対する支援業務に対し、公平性等の観点から、一定のルール化を図るために、「初動期まちづくり支援要綱（以下「要綱」という。）」を制定。

#### ◎協議会

戸建て中心の地区内におけるマンション建設をきっかけに、まちの将来像について考える主体的な活動を開始。要綱に基づき、初動期のまちづくり活動への支援を申請。



### ◆こんな風に協働しました

目的の共有をするために  
行ったこと

- ・要綱において、支援申請の際、活動目的や活動計画を示すことを求めている。
- ・取組みの目的や将来像について事前に議論を重ねた。

対等な関係を保つために  
行ったこと

- ・要綱に住民、市及びコンサルの関係を規定している。
- ・協議会の主体的な取組みに、市及びコンサルが支援するというスタンスを常に意識した役割分担を心がけた。

相互理解をするために  
行ったこと

- ・要綱の主旨に基づいた、協議会が主体となり取組む前提を堅持しつつ、市は、分担された役割に迅速に対応することや効果的な助言をすることで、取組みを牽引することを心がけた。

役割分担はこうしました

【景観・まちづくり支援課】  
の役割

- ・取組み内容に係る行政所管課への連絡調整
- ・取組みに関する情報提供及び技術的なアドバイス

【協議会】の役割

- ・地区内住民への周知に関すること全般
- ・ワークショップ等の司会進行
- ・資料づくり(コンサルタントへの指示)

透明性・公開性を保つために  
行ったこと

- ・地区内住民への適切な周知(説明会、アンケート、広報等)
- ・初動期まちづくり支援制度要綱の制定

◆協働型事業で実施した効果

協議会、市及びコンサルタントで役割分担し取組むことで、協議会が掲げる活動目的を効果的に実現できた。

【役割分担】

協議会：地区内住民周知、合意形成、ワークショップ等の司会進行

景観・まちづくり支援課：行政所管課との連絡調整、窓口等問合せ時の事業者周知、専門的な助言

コンサルタント：資料づくり、専門的な助言

◆課題

協議会：幅広い世代のメンバーを増やすなど、より自立した活動に向けて検討が必要。

景観・まちづくり支援課：支援団体が増えていくことを見こし、要綱には支援期間を3年と定めており、支援終了後に活動が停滞しないような協議会との関わり方について工夫が必要。

◆協働の流れ

	行政	市民活動団体
準備段階	②取組みの方向性等を協議会と共有 ④支援決定 ⑤コンサルタント委託	①初動期のまちづくりについて市に相談 ③要綱に基づく支援申請（活動目的、活動計画）
事業実施段階	【基本的な流れ】	
	・活動内容に関する行政所管課に協力要請 ← ・周知用資料等の作成支援 ←	・活動内容の検討 ・地区住民へ活動の周知 (活動内容に応じ、地区内住民に助っ人要請。単発なので了解を得やすい。)
	・協議会と開発事業者の仲介 ・話合いにあたっての助言	・地区内開発事業者との話合い
※目玉となる年間の達成目標を1つ決め、目的意識を明確にし、活動に取り組む		
【達成目標】		
平成16年度 「井田みすぎ地区まちづくり将来構想」の策定		
平成17年度 「井田みすぎ地区まちづくり宣言」の策定		
平成18年度 「井田みすぎ地区地域緑化推進計画」の策定		
振り返り段階	【基本的な流れ】	
	・活動成果報告会の運営支援 ← ・今後の活動内容に関する助言 ←	・地区内住民に活動成果を報告 ・次年度活動の検討
	・地区内住民に開発事業者との交渉結果報告	
【活動成果】		
平成16年度 「井田みすぎ地区まちづくり将来構想」の策定達成		
平成17年度 「井田みすぎ地区まちづくり宣言」の策定達成		
平成18年度 「井田みすぎ地区地域緑化推進計画」の策定達成		

## 2 協働型事業に関するQ&A

Q1 「参加」と「協働」は違うのですか？

A 「参加」は、政策の立案や事業の実施などの過程における会議等の場で、意見を述べたり求めたり、また、行政が主催する事業に参加したりするものです。「参加」は、市民が団体として関わることもありますが、どちらかといえば個人で関わることの方が多くなります。一方、「協働」は、市民活動団体等と行政が目的を共有し互いに協力して同一の事業を実施するなど、参加と比べて事業へ深く主体的に関わるものと考えられます。また、同じ事業であっても、関わり方により参加から協働に移行する場合も考えられます。

Q2 市民活動団体と行政の協働と市民活動団体支援とは違うのですか？

A 協働は、共通の目的の下で市民活動団体と行政が具体的なことに対して協力し、ともに成果を得て課題解決に繋げていくための事業手法です。一方、市民活動支援は、活動の場の提供や助成金の交付等を通じて、市民活動団体が自主的・自発的に発展していくための基盤整備と側面的な補助を目的としています。

Q3 市民活動団体とはどのような団体のことですか？

A 川崎市市民活動支援指針(注2)で定義されている市民活動(ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動)を行う団体のことです。これに該当すればNPO法人だけでなく任意のボランティアグループや町内会・自治会も入ります。

Q4 協働型で事業を実施しようと考えましたが、事業を担う団体がいない場合はどうしますか？

A 協働型事業は、市民活動団体が活動の中で培った専門性や地域性等の特性を活かして行政と事業を行うものです。協働の相手団体がいないという場合は協働型事業が成り立ちません。別の手法を考えるべきです。また、行政主導で事業目的に合わせた市民活動団体を即席で立ち上げることも好ましくありません。なお、市民の社会参加のきっかけづくりやボランティアの養成を目的とした事業を実施することは可です。これらの参加者が自主的・主体的に団体を組織し、活動すれば、協働に発展する可能性があります。

Q5 市民活動団体・行政の双方で事業及び両者の関係性が円滑に進み、両者満足できれば協働型事業は成功ということでしょうか？

A 対等な関係で役割分担もうまくでき、事業もスムーズに進んでお互いが満足できたという点では、良かったと思います。しかし、事業を行って地域課題がどのくらい解決されたのか、サービスを受けた市民(受益者)は、どの位満足しているのかという視点も必要です。事業終了後にはかならず振り返りの機会をつくり、協働で事業を行っての相互評価に併せ、受益者の視点での評価も大切にしてください。

(注2)川崎市市民活動支援指針：川崎市の市民活動のさらなる活性化を図ることを目的に平成13年9月に策定したものです。支援の考え方、支援を進めていく上での基本的な柱として「人材育成」「資金の確保」「活動の場」「情報の共有化」等を示しています。

Q 6 区には協働推進事業費という予算があるとのことですが、その予算で行っている事業は全て協働型事業なのでしょうか？

A 協働推進事業費は、区民の参加と協働による地域課題の解決に向け区長権限のもとで活用できる予算としての位置付けを明確にするため、それまでの魅力ある区づくり推進事業費から平成18年度に名称変更したものです。したがってその事業の対象には、協働型事業に限らず、地域の身近な課題や緊急的な課題、複数分野にまたがる地域課題等を地域の視点から区役所の裁量や創意工夫によって解決する事業等も含まれています。

Q 7 ある事業を見ると毎年同じ市民活動団体と一緒にっていますが、かまわないのでしょうか？

A 協働は、事業を行う上で常に最適な団体と行うべきです。つまり、「協働」を特定の団体の既得権にしないことが大切です。同一団体と安易に協働型事業を継続し、お互いに依存することは、両者にとってもサービスを受ける市民にとっても良いことではありません。特定の団体の既得権になることを防ぐためにも、相手団体を公募したり、協定書を締結するなどして事業目的や事業期間などを明確にし、事業実施後には必ず振り返りを行い、協働相手、事業の継続等について検証を行ってください。協働相手の他団体が無く同一団体になる場合や継続性を持たせることで良い結果が得られる性質の事業についても、協定書を締結するなどし、定期的に事業の見直しと改善をお互いに行うことは必要です。

Q 8 指定管理者制度は協働型事業に入らないのですか？

A 指定管理者制度は、広く民間事業者等に公の施設の管理を代行させ、市民サービスの向上、経費の削減を図りながら、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応していくための制度です。この制度では、指定管理者が指示に従わない時等に、行政は管理の指定を取り消したり、管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができます。したがって、協働の原則である対等性が保持できる制度ではないと判断し、協働型事業には入れていません。

Q 9 協働型事業の推進の検証は誰がどうやってするのですか？

A 市は協働型事業を推進するためにどのような施策を行ったのかや、協働型で実施された事業の振り返りの集約結果等を基に検証し、今後、どのような施策が必要又は強化していくべきなのか等を市に提言していきます。この検証は、これまで川崎市の市民活動推進施策について検証・提言をしてきた「川崎市市民活動推進委員会」が当面担います。

<編集後記>

最後になりますが、本事例集作成にあたって、事業実施担当課及び事業実施市民活動団体の皆様に多大なるご協力をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

川崎市協働型事業のルール：参考資料

平成19年度 協働型事業の事例集

平成20年3月

【発行】2008(平成20)年3月19日

川崎市市民局地域生活部地域生活課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2296 ファックス 044-200-3912

メールアドレス 25tiiki@city.kawasaki.jp